

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 平成二十一年宮城県告示第九百三十一号（個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人）の一部改正
（県政情報公開室） 一
- 情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定
（同） 一
- 生活保護法による指定介護機関の指定
（社会福祉課） 二
- 平成二十六年宮城県准看護師試験の実施
（医療整備課） 三
- 昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号（奨励品種の指定）の一部改正
（農産園芸環境課） 三
- 保安林の指定の予定（二件）
（森林整備課） 四
- 漁船損害等補償法施行令に基づく発起人届出
（水産業振興課） 五
- 指定管理者の名称の変更
（下水道課） 五
- 土地改良区役員の退任の届出
（大河原地方振興事務所） 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告
（情報政策課） 五
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧（二件）
（農村振興課） 八
- 住民監査請求に係る監査結果について
監査委員
公安委員会 九
- 警備業検定合格者審査の実施
収用委員会 三〇
- 山元都市計画新坂元駅周辺地区一号事件及び同二号事件審理の開始
三二

ページ

告 示

○宮城県告示第八百五十一号
平成二十一年宮城県告示第九百三十一号（個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月二十四日から施行する。
平成二十六年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「一般財団法人宮城県下水道公社」を削る。

○宮城県告示第八百五十二号

情報公開条例（平成二十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。）第三十八条第二項の規定により、特定出資団体等を次のとおり指定する。

なお、平成二十五年宮城県告示第八百五十九号（情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定）は、廃止する。

平成二十六年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 条例第三十八条第二項第一号に掲げる出資団体等

仙台臨海鉄道株式会社

阿武隈急行株式会社

公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

公益財団法人宮城県環境事業公社

公益財団法人宮城県文化振興財団

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

公益財団法人暴力団追放推進センター

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

公益財団法人宮城県腎臓協会

公益財団法人みやぎ産業振興機構

株式会社テクノプラザみやぎ

宮城県信用保証協会

公益財団法人宮城県国際化協会

一般財団法人みやぎ産業交流センター

株式会社仙台北港貿易促進センター

宮城県漁業信用基金協会
 公益社団法人みやぎ農業振興公社
 公益財団法人翠生農学振興会
 公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会
 一般社団法人宮城県畜産協会
 公益財団法人みやぎ林業活性化基金
 一般社団法人宮城県林業公社
 一般財団法人みやぎ建設総合センター
 公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社
 宮城県開発株式会社
 塩釜港開発株式会社
 仙台空港鉄道株式会社
 仙台空港ビル株式会社
 仙台エアカーゴターミナル株式会社

公益財団法人宮城県スポーツ振興財団
 公益財団法人宮城県体育協会
 二 条例第三十八条第二項第二号に掲げる出資団体等
 一般財団法人宮城県地域医療情報センター
 宮城県農業会議
 一般財団法人宮城県下水道公社
 ○宮城県告示第八百五十三号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。
 平成二十六年十月二十四日
 一 居宅療養管理指導
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称 ななほし薬局	事業所の所在地 栗原市若柳川北中町十八	申請者の名称 株式会社メディケアフォーライフ	申請者の所在地 仙台市青葉区錦ヶ丘八―十五―二十九	指定年月日 平成二十六年六月一日
------------------	------------------------	---------------------------	------------------------------	---------------------

二 通所介護

事業所の名称 リハビリサロンPlace	事業所の所在地 石巻市駅前北通り二丁目九番二十六号	申請者の名称 株式会社夢工房	申請者の所在地 石巻市駅前北通り二丁目九番二十六号	指定年月日 平成二十六年九月一日
事業所の名称 デイサービスみんなの家	事業所の所在地 多賀城市山王字東町浦四番地の一	申請者の名称 株式会社グリーンファミリ	申請者の所在地 多賀城市山王字西町浦九十四番地	指定年月日 平成二十六年九月十六日

三 介護予防通所介護

事業所の名称 リハビリサロンPlace	事業所の所在地 石巻市駅前北通り二丁目九番二十六号	申請者の名称 株式会社夢工房	申請者の所在地 石巻市駅前北通り二丁目九番二十六号	指定年月日 平成二十六年九月一日
事業所の名称 デイサービスみんなの家	事業所の所在地 多賀城市山王字東町浦四番地の一	申請者の名称 株式会社グリーンファミリ	申請者の所在地 多賀城市山王字西町浦九十四番地	指定年月日 平成二十六年九月十六日

四 介護予防通所リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
介護老人保健施設清風	白石市大手町二番一号	医療法人社団清風会	仙台市青葉区米ヶ袋二丁目一番三十号	平成二十六年七月一日

五 介護予防短期入所療養介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
介護老人保健施設清風	白石市大手町二番一号	医療法人社団清風会	仙台市青葉区米ヶ袋二丁目一番三十号	平成二十六年七月一日

○宮城県告示第八百五十四号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成二十六年度宮城県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十四日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十六年十一月二十五日（火）から同年十二月一日（月）まで（当日消印有効）
四 問い合わせ先
仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県保健福祉部医療整備課看護班（電話〇二二―二二―二六一五）

○宮城県告示第八百五十五号

昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号（奨励品種の指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月二十四日から施行する。

平成二十六年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 受験願書受付期間

仙台市泉区天神沢二丁目一番一号 東北学院大学泉キャンパス

第一号の表中

水稲も	東北糯一九号	もちむすめ	東北糯一六一号	平二五	八・一一	九・二八	中稈 穂重	やや強	やや太	やや短	上ノ下	平坦、南部 丘陵、西部 及び三 陸沿岸	性質、多収、耐冷 抵抗性極強
もちむすめ	こがねもち 東糯五八八	平一五	八・一三	九・二八	中稈 穂重	中	中	中	稀・短	上ノ中	山間高冷地 帯を除く 下田	性質、多収、耐冷 抵抗性極強	

を

同	こもちまる	平二五	八・一一	九・二八	中稈 穂重	やや強	やや太	やや短	上ノ下	平坦、南部 丘陵、西部 及び三 陸沿岸	性質、多収、耐冷 抵抗性極強
---	-------	-----	------	------	----------	-----	-----	-----	-----	------------------------------	-------------------

に改める。

第二号の表中

小麦	シラネコムギ	北陸四九号	平元	IV	五・八	六・二九	中間型	やや少・	閉	強	中	中間質	山間高冷地を 除く県下	中生の早、強稈で草型 良く、加工適性高く、 食味良好
同	ナンブコムギ	農林三三三号 農林二七号	平一四	V	五・九	六・二九	長稈 穂重型	少・短	閉	中	強	中間質	山間丘陵地 帯を除く県下	中生の早、強稈で耐倒 伏性中、蛋白含量高い

を

第三号の表中

小麦	シラネコムギ	北陸四九号 東海八〇号	平元	IV	五・八	六・二九	中間型	やや少・	閉	強	強	中	やや強	中の中	中間質	山間高冷地 を除く県下	中生の早、強稈で草型 良く、加工適性高く、 食味良好
----	--------	----------------	----	----	-----	------	-----	------	---	---	---	---	-----	-----	-----	----------------	----------------------------------

に改める。

東北一六四号	フクシロメ 刈系六二三号	平二五	七・二七	一〇・一五	草箒状	難	中	白	七三	七・七	五九	黄白	黄	偏球	中	山間高冷地 を除く県下	中生、良質、耐倒伏性強、 ダイズモザイク病抵抗性強
--------	-----------------	-----	------	-------	-----	---	---	---	----	-----	----	----	---	----	---	----------------	------------------------------

を

あきみやび	フクシロメ 刈系六二三号	平二五	七・二七	一〇・一五	草箒状	難	中	白	七三	七・七	五九	黄白	黄	偏球	中	山間高冷地 を除く県下	中生、良質、耐倒伏性強、 ダイズモザイク病抵抗性強
-------	-----------------	-----	------	-------	-----	---	---	---	----	-----	----	----	---	----	---	----------------	------------------------------

に改める。

○宮城県告示第八百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
平成二十六年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

柴田郡柴田町大字人間田字古内二四（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び柴田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
平成二十六年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字本沢虚空蔵三の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百五十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を平成二十六年十月二十四日から平成二十六年十一月七日まで縦覧に供する。

平成二十六年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届出事項	発起人の住所及び氏名 気仙沼市本吉町赤牛五十三番地 芳賀千鶴男 気仙沼市本吉町蔵内百八番地一 三浦 正一	加入区 大谷本吉加入区	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 宮城県漁業協同組合	縦覧場所 石巻市開成一番二十七
------	--	----------------	--	--------------------

○宮城県告示第八百五十九号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）第七条の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

平成二十六年十月二十四日

一 公の施設の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

北上川下流域下水道、迫川流域下水道及び北上川下流東部流域下水道
二 変更事項
指定管理者の名称

変更後	株式会社アイ・ケー・エス	変更前	石巻環境サービス株式会社
-----	--------------	-----	--------------

三 届出年月日

平成二十六年十月十五日

○宮城県告示第八百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、あぶくま川水系角田地区土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年十月二十四日

宮城県大河原地方振興事務所
所長 高 橋 総一郎

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年十月三日	遠藤 裕一	角田市稲置字堂下六十三番地	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 委託業務名及び数量
情報システムサーバ統合基盤機器等賃貸借 一式
- 2 委託業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間

契約締結日から平成二十九年四月三十日まで

4 履行場所

宮城県庁行政庁舎内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

5 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

6 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。なお、入札に参加しようとする者の使用者が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」と

いう。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所

宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十六年十一月十一日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は任意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は任意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報政策課システム最適化推進班(担当 陣野 宏毅 電話 〇二二
一二一一二四七三)

3 郵送による入札説明書の交付期限

郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十六年十一月十三日(木)ま
で2宛て申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書の定めるところにより平
成二十六年十一月十一日(火)から平成二十六年十一月十九日(水)までに必要書類を作成の
上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書の定めるところにより平成二十六年十
一月十九日(水)までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならな
い。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)で提出された書類に関し県から説明を求められた場合、
これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 電子調達システムにより入札に参加する場合
入札期間

平成二十六年十一月二十六日(水)から平成二十六年十二月二日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
入札書の提出期限

イ 日時 平成二十六年十二月二日(火)午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付き書留郵便によりイの日時までにロの場所までに到達でき
るよう送付すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札日時までに開札場所へ提
出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

平成二十六年十二月三日(水)午前十時 宮城県震災復興・企画部情報政策課

四 入札に参加することができない者

二で定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金

財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免
除の特例に関する規則(平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金

財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる
義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

入札書には、契約期間全体の賃借料総額を記載すること。

なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方
消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)を加
えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者である
かを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札決定となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、システムの電子くじ機
能により落札者を決定する。

7 契約書作成の要否

要

8 入札に関する経費

申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature of Services Requested : Rental of infrastructure equipment for information server
integration. I system

2 Contract Fulfillment Period : From the date of contract until April 30, 2017

3 Guidelines for Bid Submission :

(1) When submitting via the electronic submission system : Submissions accepted from November 26, 2014 (Wed) until 5 : 00 p.m. of December 2, 2014 (Tues.)

(2) When submitting via mail : Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi 980-8570 Japan
Tel: 022-211-2473

Submissions accepted until 5 : 00 p.m. of December 2, 2014 (Tues)
Using a service such as registered mail with delivery confirmation is advised. Submissions must be received by the above date and time.

(3) When submitting in person : Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi 980-8570 Japan

Submissions accepted until 10 : 00 a.m. of December 3, 2014 (Wed)
4 Location and Time of Bid Selection : Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi 980-8570 Japan

Submission accepted until 10 : 00 a.m. December 3, 2014 (Wed)

5 Contact Information : Mr. Hiroki Jimno
Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi 980-8570 Japan
Tel: 022-211-2473

6 Currency and Language to be Used for the Contracting Process : Japanese yen and Japanese only
Late submissions will not be accepted under any circumstances.

○県営大曲地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

とができる。

平成二十六年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
県営大曲地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十六年十月二十四日から平成二十六年十一月二十五日まで

三 縦覧場所

東松島市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十六年十一月二十五日

2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八六〇八一二 宮城県石巻市東中里二丁目四の三十一

電子メールアドレス etisgsinks@pref.miyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りません。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、東松島市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○県営西矢本地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営西矢本地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画

<p>概要書</p> <p>二 縦覧期間 平成二十六年十月二十四日から平成二十六年十一月二十五日まで</p> <p>三 縦覧場所 東松島市役所及び東松島市役所鳴瀬庁舎</p> <p>四 意見書の提出につて</p> <ol style="list-style-type: none"> 提出期限 平成二十六年十一月二十五日 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長宛て提出してください。 送付先 千九八六〇八二一 宮城県石巻市東中里二丁目四の三十二 電子メールアドレス etissgssinks@pref.miyagi.jp 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りませす。また、氏名(法人名)及び連絡先を必ず記入してください。 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、東松島市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませすので、あらかじめ御了承願ひませす。 その他 電話による意見はお受けできません。 <p style="text-align: center;">監査委員</p> <p>○宮城県監査委員告示第13号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。</p> <p>平成26年10月24日</p> <p style="text-align: center;">宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子</p>	<p>第1 請求のあった日 平成26年8月20日</p> <p>第2 請求人 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階 仙台市民オンズメン代表 野呂 圭</p> <p>第3 措置請求の内容 できる限り措置請求書の原文に即して記載する。</p> <p>1 請求の趣旨</p>	<p>監査委員は、別紙の「ニューゼラランドにおける大震災対策・エネルギー対策・環境保護対策等に関する調査」に係る違法不当な公金支出について、宮城県知事に対し、同調査に参加した宮城県議会議員から宮城県に返還を求めると、宮城県の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。</p> <p>2 請求の理由</p> <p>(1) 事案の概要 本件は、宮城県において、未だ東日本大震災による復興が半ばである最中、同県議会議員らにより、その必要性は何ら認められないにもかかわらず、平成26年3月25日から同年3月31日にかけて、ニューゼラランドの訪問調査(以下、「本件海外視察」という。)が実施され、同県から視察費用として多額の公金が支出された中、本件海外視察に係る派遣決定及びこれに伴う公金支出等が違法・不当であることを理由に、宮城県に生じた損害を填補すべく、貴職らに対し、必要な措置・勧告を求める事案である。</p> <p>(2) 当事者 ① 請求人は、国および地方公共団体等の不正、不当な行為を監視し、その是正を求める活動等を行うことを目的とする権利能力なき社团である。 ② 別紙記載の議員(以下、「派遣議員ら」という。)は、いずれも宮城県議会議員(所属党派:自由民主党県民会議)であり、本件海外視察を行ったものである。 なお、只野九十九議員は、企画当時は本件海外視察に参加予定であったが、後述するとおり参加をとりやめた。</p> <p>(3) 本件の経過 ① 派遣議員らは、本件海外視察を行うことを企画し、「ニューゼラランド国訪問調査団企画書」(以下、「本件企画書」という。)を作成し、その後、平成26年2月7日付で、宮城県議会議長に対し、海外行政視察申出書を提出した。具体的な訪問先については、同申出書添付の日程表及び後日提出された海外行政視察報告書記載のとおりである。 ② 宮城県議会は、平成26年2月18日、別紙記載の各議員をニューゼラランド国に派遣する旨の決定した(以下、「本件派遣決定」という。) ③ 本件海外視察に対して、宮城県は、同年3月6日、5人の議員に対し合計450万円を支出した(以下、「本件公金支出」という。)。これは視察に対して支払われる最高額であった。その一人あたりの支出内容は、航空賃700,340円、現地交通費173,000円、国内交通費32,840円、宿泊料・雑費が100,000円、旅行雑費が8,860円とされており、ここから115,040円を調整額として減額して支出された。</p>
--	---	--

報 告 書

がなされなければならない。

- ④ 本件海外視察に係る公金支出の違法・不当性

イ はじめに
 以上を前提に、以下に述べるところからすれば、本件海外視察において、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。

- ロ 1日目（クライストチャーチ市）

- (イ) AMI スタジアム、イーデンパーク

① 【視察目的】

本件海外視察における目的の1つとして、スポーツ振興調査が挙げられている。具体的には、本件企画書によれば、「ニュージーランド国はスポーツ振興においても、特にラグビーの種目においては他国の追随を許さないものをもっており、わが宮城県でも富県政策の中においてスポーツ振興策を掲げる中でその参考になればと思い、視察するものである」とされている。

② 【視察目的と視察先との関連性】

係る調査目的との関連で、AMI スタジアム、イーデンパークを調査したとされている。AMI スタジアム、イーデンパークは、それぞれワールドカップの会場として選定された場所である。しかしながら、仮に、宮城県の富県政策としてスポーツ振興策が位置付けられるとしても、少なくとも宮城県においてラグビーの種目に係る政策がなされているということではない。

視察先としてラグビーの種目に關するAMI スタジアム及びイーデンパークを選定したことは、視察目的と合理的な関連を有しているということではない。

③ 【具体的な視察内容】

具体的な視察内容としても、AMI スタジアム、イーデンパークを単に見学したにすぎず、その調査時間はわずか1時間程度とされている（本件企画書）。地元関係者と意見交換をした等の記録はなく、一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特殊の調査研究がなされた事情はおよそ窺われない。

④ 【本件報告書の内容】

本件企画書では、AMI スタジアムの調査項目として、「スポーツ振興のためのその有益性について調査」を挙げている。

この点、本件報告書を読んでも、AMI スタジアムがスポーツ振興のためにどのよ

うに役に立っているのか、その有益性について、明らかになる箇所はない。また、「試合や大会開催時における、周辺地区や来場者に対する配慮や規制等是我が県施設よりは一歩先んじていると感じた」、「東京オリンピック・パラリンピック・・・の際の使用競技場の充実も重要だが、周辺や来場者への配慮など改善の必要性を感じた」等、極めて抽象的な記載がごく少量なされているにすぎず、宮城県のスポーツ施策に關し、これに資する具体的な情報等がもたらされたとは到底評価できず、いわんや有益な政策提言等も皆無である。

⑤ 【結論】

したがって、上記視察先や行程等は、前記の調査目的に照らし明らかに不合理なものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であったと言わざるをえない。

- (ロ) カーボンカタドラール

① 【視察目的】

本件海外視察における目的の1つとして、大震災後のクライストチャーチ市の振興施策が挙げられ、企画書の調査項目として、「カーボンカタドラールの制作過程とその震災後の効果」を挙げている。

しかし、申出書においては、「大震災後のクライストチャーチ市の振興施策について」と掲げられているだけであり、「カーボンカタドラール」について何ら記載が無い。視察目的が抽象的過ぎて宮城県の震災復興における課題との関連性がそもそも不明であるばかりか、そもそも視察の対象になったのかも不明である。

② 【視察目的と視察先との関連性】

しかしながら、「大震災後のクライストチャーチ市の振興施策」と「カーボンカタドラールの製作過程とその震災後の効果」等との関係については、何ら企画書、申出書及び報告書に記載が無い。

これは、事前に確たる調査もなく漫然と視察対象に掲げただけであるためである。果敢の課題との関係がそもそも不明であって、目的自体に合理性がないと言わざるをえない。

③ 【具体的な視察内容】

そして、本件報告書には、カーボンカタドラールについて、「日本人建築家の坂茂氏により設計・建造された紙の仮設大聖堂や日本の国際緊急援助隊の活動も紹介されている震災復興記念展示館が市内中心部にあり、観光施設になっている」と報告するのみであった。報告書から分かることは、カーボンカタドラールが日本人によって建築さ

れたこと、市内中心部の観光施設であることだけである。

視察した議員らが、そもそも実際に「カーボンカタドラル」を訪問調査したのかも判然としない。

④ 【本件報告書の内容】

上記のとおり、本件報告書においては、そもそも「カーボンカタドラル」の視察結果について具体的記述が全くなく、そもそも現実に訪問したのかも定かではない。

そして、上記報告内容からすれば、派遣議員らが「カーボンカタドラルの制作過程とその震災後の効果」が調査項目であったことを忘れて観光していることが分かる。

なお、「震災復興調査」に関する報告は、その大半が観光用ガイドないしニューージーランドから提供を受けた資料を何も考察・分析せずにそのまま文書にまとめたに過ぎないものであることは明らかである。

また、報告書には派遣議員らが現状を具体的に分析した結果や具体的な提言もない。震災復興調査といっても、クライストチャーチ市内を見回ったのみであることが窺われ、一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情等は何ら見受けられない。調査にあてられた時間も半日以下ではないかと推認され、十分な調査がなされたとは到底評価できない。そもそも、上記目的に資するためには、復興について具体的な取り組みをしているセッション等を訪問しないと無意味であるところ、係る調査がなされた形跡はない。したがって、視察目的と合理的な関連を有しているとはできない。

本件報告書の内容は、カンタベリー地震に関する記載は一般的な情報に止まっております。訪問するまでもなくわが国で容易に入手できるものである。

そして、現地を歩いてみた様子等が記載されているが、単に市街の様子を抽象的に記載したものにすぎない。その他、「官民一体となつて都市基盤の復旧や産業の再生の迅速化、そして市民の生活再建と心のケアの大切さを改めて感じた」という一般の抽象的な記載しかなく、施策の検討に有益な情報等は何ら記載されていない。上記知見を「改めて感じた」というように、既に分かっていることを感じてきただけであるとも窺われ、宮城県の震災復興施策に関し、これに資する具体的な情報等もたらされたとは到底評価できず、いわんや有益な政策提言等も皆無である。

⑤ 【結論】

上記のとおり、上記視察先や行程等は、前記の調査目的に照らし明らかに不合理なものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であったと言わざるをえない。

イ) 市内トラム体験搭乗調査

① 【視察目的】

申出書には記載がないが、企画書においては、環境保護対策として市内トラム乗車を通じてその施設の現状と問題点を調査することとされていた。

② 【視察目的と視察先との関連性】

市内トラムは、1995年に「観光用として」復活したとされているところ、環境保護対策と市内トラムとの関連性については全く判然としない。さらには、乗車することでの現状と問題点が調査できるのかははなはだ疑問である。

③ 【具体的な視察内容】

報告書においては、「部分復旧された路面電車「トラム」少数の観光客が利用する程度であった。」とわずか2行の記載があるのみであり、派遣議員らが企画書のとおり乗車したことすら判然としない。

④ 【本件報告書の内容】

上記のとおり、派遣議員らが上記「トラム」に乗車したのかも判然としないが、少なくとも報告書には、抽象的に「部分復旧した」とあるだけで、その現状について何ら具体的な言及がない。そして、問題点については全く記載がない。

派遣議員等は、上記「トラム」の調査が、調査項目となつていたことすら把握していないと言わざるをえない報告内容である。

⑤ 【結論】

したがって、上記視察先や行程等は、前記の調査目的にも適合しないものであるばかりか、その調査をしたのかも明らかでなく調査の体をなしていないことは明らかであり、実質的には調査研究に名を借りてクライストチャーチ市内を観光しただけであると言わざるをえない。

ハ 2日目

イ) トラントクック国立公園

① 【視察目的】

本件海外視察における目的の1つとして、環境保護対策と観光資源の在り方調査が挙げられている。具体的には、「自然豊かな宮城県の観光資源をいかにこれから生かしていくかと考えた場合、その参考になるものがあるものと掘り下げて調査を行うものである」とされ(本件企画書)、調査項目として「トラントクックの世界の観光地の環境保護対策についての現状」が挙げられている。

報 告 書

<p>② 【視察目的と視察先との関連性】 そもそも宮城県内には世界遺産が存在せず、世界遺産に登録されている自然環境を調査することは上記目的とは関連性を有しない。</p> <p>③ 【具体的な視察内容】 ワウントクック国立公園は、ニュージーランドの最高峰として有名な観光名所であるところ、具体的な視察内容としても、ワウントクック国立公園を単に散策したに過ぎないことが見受けられる。また、地元関係者と意見交換をした等の記録はなく、一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情はおよそ窺われない。</p> <p>④ 【本件報告書の内容】 本件報告書の内容としても、ワウントクック国立公園についての一般的情報が記載されているに過ぎず、訪問するまでもなくわが国で容易に入手できるものである。施策の検討に有益な情報等は何ら記載されておらず、宮城県の環境保護施策に関し、これに資する具体的な情報等がもたらされたとは到底評価できず、いわんや有益な政策提言等も皆無である。</p> <p>⑤ 【結論】 したがって、上記視察先や行程等は、前記の調査目的に照らし明らかに不合理なものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であったと言わざるをえない。</p> <p>(ロ) テカホ湖畔（ワウントジョン天文台）</p> <p>① 【視察目的】 本件海外視察における目的の1つとして、環境保護対策と観光資源の在り方調査が挙げられ（本件企画書）、調査項目として「テカホ湖のその観光資源の保護と現状と今後の課題」が挙げられている。</p> <p>② 【視察目的と視察先との関連性】 そもそも宮城県内には世界遺産が存在せず、世界遺産に登録されている自然環境を調査することは上記目的とは関連性を有しない。</p> <p>③ 【具体的な視察内容】 具体的な視察内容としても、テカホ湖畔（ワウントジョン天文台）を単に散策したに過ぎず、また、グレイム・ワレイ氏との間でいかなる意見交換がなされ、施策との関連においていかなる有益な情報が得られたかの記載が何ら存在しない。</p> <p>なお、テカホ湖畔のワウントジョン天文台は、ニュージーランド有数の天文台とし</p>	<p>て観光ツアーも組まれている観光名所である。そして、グレイム・ワレイ氏の所属するアースランドスカイ社は、テカホ湖において星空鑑賞ツアー等を主催するツアー会社である。本件海外視察は、単にアースランドスカイ社主催のツアーに参加しただけである可能性が高い。</p> <p>④ 【本件報告書の内容】 本件報告書の内容としても、テカホ湖畔（ワウントジョン天文台）についての一般的情報が記載されているに過ぎず、訪問するまでもなくわが国で容易に入手できるものが多い。グレイム・ワレイ氏から如何なる示唆ないし政策提言等を受けたかについて何ら記載はない。「産学官一体となって、これ（山や湖）を守り、はぐくみ次世代に引き継ぐことも我々の大きな役割であると感じた」という、極めて抽象的な記載があるに止まる。要するに「自然の荘厳を感じ圧倒された」だけのようだが、これは私費観光で行うべきことであり、テカホ湖畔に泊まっていることから、客観的外形的には海外研修に名を借りた観光中心の私的旅行といえる。その他、本件報告書には、施策の検討に有益な情報等は何ら記載されておらず、宮城県の環境保護施策に関し、これに資する具体的な情報等がもたらされたとは到底評価できず、いわんや有益な政策提言等も皆無である。</p> <p>⑤ 【結論】 したがって、上記視察先や行程等は、前記の調査目的に照らし明らかに不合理なものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であったと言わざるをえない。</p> <p>ニ 3日目（ワイラケイ地熱発電所（ロトルア））</p> <p>(イ) 【視察目的】 本件海外視察における目的の1つとして、エネルギー問題の有効的対策調査が挙げられている。</p> <p>具体的には、「東北大地震に対するわが宮城県の対応及び大震災により発覚した、近代のエネルギー問題に関して、その対策並びに施策を推進するにあたり、同じような環境におかれた、ニュージーランド国の対策が近時マスコミ報道にもとりあげられ世界的に脚光をあびていることに鑑み、それらの政策を掘り下げて調査すること」が目的とされ（本件企画書）、調査項目として「ワイラケイ地熱発電所の現状と問題点調査並びに経費の調査」が挙げられている。</p> <p>(ロ) 【視察目的と視察先との関連性】 しかしながら、当該調査目的との関連で、地熱発電について調査することの必要性が</p>
---	---

不明である。

また、派遣議員らは、ワイラケイ地熱発電所視察の前後にロトルアに立ち寄っているが、ロトルアはニューゼaland北島最大の観光地である。派遣議員らは、観光の合間に視察を行った可能性が極めて高い。

(ハ) 【具体的な視察内容】

具体的な視察内容についても、地熱発電施設を見学したにすぎず、また、グレッグ・ビグナール氏との間でいかなる意見交換がなされ、施策との関連においていかなる有益な情報が得られたかについて何ら記載がない。

(ニ) 【本件報告書の内容】

本件報告書の内容についても、ニューゼalandの地熱発電について一般的な情報を記載しているのみであり、グレッグ・ビグナール氏を訪問したことについても、同氏といかなる意見交換がなされ、施策との関連においていかなる有益な情報が得られたかの記載が何ら存在しない。その他、「国に働きかけて自然エネルギーを有効活用すべきである」という一般的な抽象的な記載がなされているにすぎず、よって、宮城県のエネルギー施策に関し、これに資する具体的な情報等がもたらされたとは到底評価できず、いわんや有益な政策提言等も皆無である。

また、本件企画書記載の調査項目には「ワイラケイ地熱発電所の現状と問題点調査並びに経費の調査」とあるが、本件報告書には、ワイラケイ地熱発電所の問題点が何であるか、ワイラケイ地熱発電所の経費はどの程度であったかに関する報告は一切されていない。派遣議員らは、どのような目的で地熱発電所を訪れたのかも忘れ、漫然と話を聞いていただけであり、意見交換には全く中身が伴っていないことが浮き彫りとなっている。かかる点からも、視察という名目で観光をしていたにすぎないことが裏付けられる。

(ホ) 【結論】

したがって、上記視察先や行程等は、前記の調査目的に照らし明らかに不合理なものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であったと言わざるをえない。

ホ 4日目(デラケ(タウランガ市))

(イ) キウイ360

① 【視察目的】

本件海外視察における目的の1つとして、農業問題TPP対策調査が挙げられている。具体的には、「ニューゼaland国は農業政策や環境保護政策でも先進的な役割をはたしており、宮城県がTPP問題に対する具体的な施策を考える際に参考になる

ものと確信しその視察を行う」とされ(本件企画書)、「キウイ360の現状とその維持活動の問題点」を調査項目としている。

② 【視察目的と視察先との関連性】

しかしながら、調査先であるキウイ360は、キウイフルーツの栽培の様子、キウイソンの試飲が楽しめる観光名所である。

同所は、ヘリコプタで移動するほどの大農園であるが、宮城県内にはかかる広大な農園はなく、また、当該農場はTPP問題について影響がないと考えているとのことであり、TPP問題について検討する上で適切な調査先とは到底評価できない。

そもそも、数々ある農場からあえて、キウイの大規模果樹園をピックアップしたのが全く分らない。仮に、TPP問題を調査するのであれば、TPP問題が宮城県に直接影響を生じうる産業を調査すべきである。取えて、キウイ果樹園の施設を訪問先としたのは、そこが観光名所だったからであり、「TPP対策」等というのは、後からとって付けた理由であるとして考えられない。

したがって、当該調査先は、視察目的と合理的な関連を有しているということではできない。

③ 【具体的な視察内容】

具体的な視察内容としても、単に農園を見学したにすぎず、一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情はおよそ窺われない。

④ 【本件報告書の内容】

本件報告書の内容を見ても、「我が県についてはもちろんのこと、日本の全ての農業についても大規模化、低コスト農業への生産体制確立が急務である」という極めて抽象的な記載がごく少量なされているにすぎず、そのような生産体制をどのように実現するのか、宮城県内で実現可能なか等について検討をした形跡が全くない。その他、地元関係者と意見交換をした旨の記述もなく、一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情はおよそ窺われない。よって、宮城県の農業問題TPP対策施策に関し、これに資する具体的な情報等がもたらされたとは到底評価できず、いわんや有益な政策提言等も皆無である。

⑤ 【結論】

したがって、上記視察先や行程等は、前記の調査目的に照らし明らかに不合理なものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であったと言わざるをえない。

(ロ) コンピュータ

<p>① 【視察目的】 本件海外視察における目的の1つとして、農業問題T P P対策調査が挙げられ（本件企画書）、「蜂蜜工場の現状とT P P対策の問題点」が調査項目に挙げられている。</p> <p>② 【視察目的と視察先との関連性】 しかしながら、調査先であるコンビータは、ワウカハニーというニュージーランド名産の蜂蜜を生産・販売している会社である。観光対策を行っていること等からも明らかなく観光地に過ぎず、T P P問題等について検討する上で適切な調査先とは到底評価できない。また、宮城県のT P P対策として、蜂蜜工場の現状調査が何らの役に立たないのは、上記キウイ360で説明したとおりである。</p> <p>したがって、当該調査先は、視察目的と合理的な関連を有しているということとはできない。</p> <p>③ 【具体的な視察内容】 具体的な視察内容としても、単に養蜂場を見学したにすぎず、一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情はおよそ窺われない。</p> <p>④ 【本件報告書の内容】 本件報告書の内容を見ても、コンビータについての記載はわずか3行に止まり、何らの具体的な情報等が記載されていない。その他、「我が県についてはもちろんのこと、日本の全ての農業についても大規模化、低コスト農業への生産体制確立が急務である」という極めて抽象的な記載がごく少量なされているにすぎず、そのような生産体制をどのように実現するのか、宮城県内で実現可能なか等について検討をした形跡が全くない。その他、地元関係者と意見交換をした旨の記述もなく、一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情はおよそ窺われない。また、調査項目であるはずの、「T P P対策の問題点」に関する記載はない。よって、宮城県の農業問題T P P対策施策に関し、これに資する具体的な情報等がもたらされたとは到底評価できず、いわんや有益な政策提言等も皆無である。</p> <p>⑤ 【結論】 したがって、上記視察先や行程等は、前記の調査目的に照らし明らかに不合理なものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であったと言わざるをえない。</p> <p>⑥ 【視察目的】 ① タウランカ酪農場 本件海外視察における目的の1つとして、農業問題T P P対策調査が挙げられ</p>	<p>件企画書）、調査項目として「酪農施設の維持管理調査」が挙げられている。</p> <p>② 【視察目的と視察先との関連性】 しかしながら、同様に大規模な農場であること、T P P問題等についてはあまり関心を有しておらず同問題を検討する上で適切な調査先とは到底評価できない。</p> <p>したがって、当該調査先は、視察目的と合理的な関連を有しているということとはできない。</p> <p>③ 【具体的な視察内容】 具体的な視察内容としても、単に酪農場を見学したにすぎず、一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情はおよそ窺われない。</p> <p>④ 【本件報告書の内容】 本件報告書の内容を見ても、タウランカ酪農場についての一般的な情報が記載されているに過ぎない。また、「我が県についてはもちろんのこと、日本の全ての農業についても大規模化、低コスト農業への生産体制確立が急務である」という極めて抽象的な記載がごく少量なされているにすぎず、そのような生産体制をどのように実現するのか、宮城県内で実現可能なか等について検討をした形跡が全くない。その他、地元関係者と意見交換をした旨の記述もなく、一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情はおよそ窺われない。よって、宮城県の農業問題T P P対策施策に関し、これに資する具体的な情報等がもたらされたとは到底評価できず、いわんや有益な政策提言等も皆無である。</p> <p>⑤ 【結論】 したがって、上記視察先や行程等は、前記の調査目的に照らし明らかに不合理なものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であったと言わざるをえない。</p> <p>⑥ 5日目（ワイヘケ島（ワイン農場）） ④ 【視察目的】 本件海外視察における目的の1つとして、街づくり及び産業と観光資源調査が挙げられ（本件企画書）、「ワインファクトリーの活動状況調査とその問題点」が調査項目となっている。</p> <p>⑤ 【視察目的と視察先との関連性】 しかしながら、調査先のワイヘケ島は、リゾート地として有名であり、ワイナリー巡りも楽しめる観光地である。また、同所はニュージーランドの小島であり、同所の町おこし等について調査することは、地理的・気候的・人口分布的等何らの共通要素がな</p>
--	--

く、全く条件が異なる宮城県の町おこし施策との関連性を有せず、当該調査目的との関連で、同所を調査することの必要性は存在しない。

(イ) 【具体的な視察内容】
具体的な視察内容としても、ワイン農場を見学したものにすぎず、一般の観光旅行者の見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情はおよそ窺われない。

(ニ) 【本件報告書の内容】
本件報告書に記載されている事項も、ワイエヘ鳥の客観的な情報等を記載したものであり、これらは訪問するまでもなくわが国で容易に入手できるものである。また、「新たな発想と創意工夫、地域間連携など既存の枠にとらわれることなく行動することも必要であると感じた」等、極めて抽象的な記載がごく少量なされているにすぎず、地元関係者と意見交換をした旨の記述もなく、一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情はおよそ窺われない。よって、宮城県の町おこし施策に関し、これに資する具体的な情報等がもたらされたとは到底評価できず、いわんや有益な政策提言等も皆無である。

(ホ) 【結論】
したがって、上記視察先や行程等は、前記の調査目的に照らし明らかに不合理なものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であったと言わざるをえない。

ト 参加議員の必要性についての認識（直前になって視察をキャンセルした只野九十九議員の不参加理由について）

本件海外視察は、2月18日の派遣の議決の際は5名で行く予定であったが、3月6日に只野九十九議員の不参加が決まった。その理由は、「当初は海外視察の期間内には特に行事がないことから視察の目的に賛同し参加することとしていたが、3月29日に行われる登米市豊里での県道の供用開始式典に出席を求められ、地元の関係者からも出席すべきとの意見もあったことから（中略）地元での行事が急遽入ったことにより全日程を不参加とするとの意向が示されたものである」と記載されている。つまり特に行事がなく時間が空いていると思ったから海外視察に参加することにしたものの、地元（選挙区）の式典が入ったので視察への参加を中止したというのである。

そして「海外視察の期間内には特に行事がないことから視察の目的に賛同し参加することとし」とされていることからすれば、もし県道の供用開始式典が3月29日に行われることが予め分かっていたら、そもそも初めから本件海外視察には参加しなかったということになる。

只野九十九議員の参加した県道の供用開始式典の様子は事実証明書のとおりであるが、その時間はせいぜい1時間程度であると思われる。しかも議員は単に来賓として挨拶してテークアップするだけである。その程度の式典への参加を理由に、県議会が議決して派遣を命じた視察への参加を中止したということは、只野九十九議員が本件海外視察の必要性について、県道の供用開始式典への参加の必要性より低いものと認識していたことを意味する。

また、公金が支出される場合に私用での途中帰国が許されないのは当然であるが、私費あるいは政務活動費を使って途中で本件海外視察に参加することは可能であった。それができない理由はどこにもない。只野九十九議員が、本件海外視察が本当に必要なものと認識していたのであれば、議員として当然私費あるいは政務活動費を使って途中で参加するはずである。しかし只野九十九議員はそれをしていない。よもや只野九十九議員が「税金で行かせてくれるなら参加するが、大切な私費や政務活動費を使うなら参加しない」などというささしい考えを持っているわけではなからう。だとすればこの事実もまた、只野九十九議員が、本件海外視察の必要性をほとんど認識していなかったことを意味する。

このように、県道の供用開始式典が予定されていたとしても本件海外視察には参加しなかった。式典があることが分かったので既に決定された海外視察への参加を中止したということは、参加（予定）議員自らが、本件海外視察に必要なことがなかったことを自認しているに他ならない。

チ 被災自治体であることの特長性

(イ) 上記において、海外視察の支出の審査について述べたが、宮城県議会の場合、議員派遣の「必要性」「費用対効果」を判断するに当たっては、宮城県が東日本大震災の被災県であって、いまだ復興途上にあることが十分に考慮されねばならない。

(ロ) 未曾有の被害をもたらした2011年3月11日の東日本大震災から3年が経過した。避難生活を送っている人は、今なお26万7,419人（2月13日現在）、宮城県だけでも9万人を超えている。

仮設住宅での生活を余儀なくされている入居者もまだ10万2,650人（8県で4万6,275戸）と10万人を超え、住まいの復興は遅れている。

産業の復旧・復興状況を見ると、大震災の前の水準を回復している割合の高い業種は、建設業（66%）、運輸送業（42.3%）に集中し、東北の地場産業である水産・食品加工業（14%）や卸小売り・サービス業（30.6%）の回復はまだ進んでいない。また、被災自治体全体で、事業所の減少や人口流出などにも直面し、今後の生活のメドが立つ

ていない被災者も少なくない。

(イ) 宮城県の「東日本大震災の発生から3年～宮城県の現状・課題 取組について（宮城県）」では被災自治体として宮城県が直面している課題について次のように報告している。

【(1) 住まいの確保（仮設住宅、災害公営住宅）】

平成26年2月末現在、約3万7千戸の応急仮設住宅（民間賃貸借上住宅等を含む）に約8万7千戸の方が入居を余儀なくされていることから、災害公営住宅の整備が喫緊の課題となっています。しかし、災害公営住宅の完成は2月末現在で約1万5千戸の計画戸数中、330戸と約2%にとどまっています。住環境の改善が進まないことが、被災者が復興を実感しにくい要因の一つと考えられることから、早期の完成に向けて取り組んでいます。一方、自力で住宅を再建できない方は、仮設住宅等での生活が長期化してしまうといった問題も懸念されています。

(2) 被災者の心身のケア

仮設住宅等における、不安定で不自由な生活の長期化に伴い、生活不活発病の増加や高齢者の要介護度の悪化等に加えて、うつ病やアルコール依存症の増加といった被災者の心の問題の深刻化がみられます。このため、高齢者等を見守る「サポートセンター」の強化を図るとともに、被災者の心のケアの活動拠点となる「心のケアセンター」を設置対応しています。また、被災した子どもたちの多くに、つらい震災経験等に起因するストレスによる、精神的変調や問題行動の増加が懸念されており、きめ細かい支援を継続的に行う必要があります。

(3) 県外避難者への対応

現在、全都道府県に約8千人の被災者を受け入れていただき、様々なご支援をいただいています。

2. 復興まちづくり

かつてない規模で展開される市街地や集落の再建を同時並行して進めなければならぬものの、復興まちづくり事業に従事する職員の不足をはじめ、資材や人件費の高騰、事業用地の確保や関係者間の合意形成の遅れ等が事業の進捗に影響を及ぼしています。平成26年2月末現在、防災集団移転促進事業により住宅建設可能となった地区は194地区中9地区（約5%）、また、被災市街地土地区画整理事業による工事着手地区は34地区中11地区（約32%）の進捗にとどまっております。事業の加速化を図らなければなりません。

3. 保健、医療、福祉

全体的に見ると、被災した医療機関や社会福祉施設の復旧は進んでいるものの、震災前から医師等が特に不足していた沿岸部における医療機関（無床診療所や歯科診療所を含む）の再開率は、石巻地域で約89%、気仙沼地域で約73%にとどまっています（平成25年9月現在）。このため、引き続き施設の復旧を進め、将来に向けて必要な地域医療を担う医師などの安定的な確保に努めるとともに、高齢者や障がいのある人も地域で安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉分野の連携による地域包括ケア体制の確立・充実を図る必要があります。

4. 雇用の確保

被災者が安定的な生活を営むためには、雇用の確保が喫緊かつ重要な課題です。雇用情勢を見ると、平成26年1月の有効求人倍率は県全体で1.31倍と、復興需要などにより震災直後と比較して大幅に改善していますが、希望する職種や賃金等のミスマッチにより、求人・求職者のバランスに差が見られます。また、復興需要が落ちた後の雇用機会の縮小が懸念されています。

5. 地域産業の再生

(1) 第1次産業の早期復興

本県の基幹産業の一つである水産業の壊滅的被害をはじめ、第1次産業の被害も甚大でした。平成26年2月末現在、農地については除塩などにより約68%の復旧工事が完了していますが、高齢化等による従事者の大幅な減少が見込まれており、農地の面的集約や経営の大規模化による競争力のある経営体の育成等が急務となっています。

水産業については、漁港の本復旧工事の着手が進み、また、主要魚市場の水揚げ量も回復しつつありますが、冷凍冷蔵施設や水産加工施設等の受入機能の復旧に遅れが見られるほか、震災により失った販路の回復等が課題となっています。

(2) 被災事業者の事業再開

平成26年1月末現在、中小企業等グループ補助金の交付を受けた事業者のうち、復旧が完了した事業者は約65%にとどまっています。資材の高騰による施設設備の再建工事の遅れや取引先の喪失による受注の減少、更にはスキルを持った従業員の転出など、時間の経過に伴い、地域の産業再生を図っていく上での様々な課題が顕在化していることから、これらの課題の解消に向け、県内企業の生産水準の回復に全力を挙げて取り組んでいます。

6. インフラの復旧

道路等のインフラについては概ね復旧が完了し、空港・港湾の利用状況も震災前の水準を回復しつつあります。その一方で鉄道については、一部区間で今なお運体を余儀なくされており、復旧の遅れが人口流出に影響する恐れがあることから、内陸へのルート変更などの津波対策を踏まえ、復興まちづくりと一体となった再整備を迅速に進める必要があります。』

(二) 議会が今議員を派遣すべき場所は、今なお悲惨な現状にあるこれらの地域である。議会が今審査すべき議案はこれらの課題についての議案である。議会が今調査すべき宮城県の事務はこれらの課題への取組状況であり、上記の課題に対して具体的な必要性がなければ、そもそも不必要な調査であると推定されると言うべきである。

り 結論

以上からすれば、本件派遣決定においては、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものであり、視察先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣するものであったというべきであるから、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。したがって、派遣議員らは、法律上の原因なく支出された公金相当額を利得しており、宮城県に対し、支給を受けた公金相当額の不当利得返還義務を負う(最判平成15年1月17日民集57巻1号1頁等)。

にもかかわらず、宮城県は、派遣議員らから係る会員の返還請求等、必要な措置を怠っている。

⑤ 小括

以上より、本件で、違法若しくは不当な公金の支出ないし財産の管理を怠る事実の存在等は明らかであり、係る事態を是正すべく必要な措置を講ずべきことは明らかである。

(5) 結語

以上から、未だ東日本大震災による復興が半ばである中なされた本件海外視察は、極めて不合理なものであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等の違法・不当性は明らかである。請求人は、本件事案に鑑み、宮城県内部における適正な自浄作用がなされるよう、必要かつ十分な監査及び適切な措置がなされることを強く望むものである。

別紙

名称 ニューゼalandにおける大震災対策・エネルギー対策・環境保護対策等に関する調査期間 平成26年3月25日～3月31日(7日間)

場所 ニューゼaland

議員 渡辺和喜, 佐々木征治, 池田憲彦, 石川光次郎
費用 360万円(当初受領額450万円, 90万円返納)

第4 請求の受理

本件監査請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第5 監査の実施

1 監査委員の除斥等

安部孝委員及びゆさみゆき委員は、一身上の都合により、本件監査を回避することとした。

2 監査の対象事項

監査の対象事項は、法第100条第13項の規定に基づき議員派遣のうち、「ニューゼalandにおける大震災対策・エネルギー対策・環境保護対策等に関する調査」に係る公金の支出とした。

3 監査の対象箇所

監査の対象箇所は、知事の補助執行者として本件海外視察に係る公金の支出の事務を行った議会事務局を監査対象箇所とした。

また、本件海外視察に係る議員の派遣を議決した議会の代表者であり、海外視察報告書を受領した議長及び本件海外視察に参加した議員に対して、法第199条第8項の規定に基づいて参考人調査を行った。

4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき請求人による証拠の提出及び陳述は、請求人からその機会を辞退する旨の意思表示があったため、実施しなかった。

第6 監査の結果

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象箇所である議会事務局職員からの聴き取り及び参考人調査により実施し、次の各事実を確認した。

1 監査により認められた事項

(1) 議員の派遣決定の手続等について

法第100条第13項は「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定めており、宮城県議会会議規則(昭和50年宮城県議会規則。以下「会議規則」という。)第130条第1項では「議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する」とし、同条第2項では「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない」としている。

堺 公 城 回

本件海外視察については、平成26年2月7日付けで、調査目的「大震災対策の効果的対策の調査、エネルギー問題の有効的対策調査、環境保護対策と観光資源の在り方調査、スポーツ振興の在り方調査、農業問題ＴＰＰ対策調査、街づくり及び産業と観光資源調査」視察地「ニュージララント国」、期間「平成26年3月25日（火）から3月31日（月）まで（7日間）」等と内容とする海外行政視察申出書（以下「視察申出書」という。）が宮城県議会議長（以下「議長」という。）あて提出された。

議長は当該視察申出書を平成26年2月17日の議会運営委員会に送付し、同委員会で承認された上で、同月18日の第346回宮城県議会（平成26年2月定例会）において本件海外視察に係る議員派遣が議決され、議員派遣が決定した。

なお、派遣決定された議員のうち1名から、平成26年3月20日付けで「県道の開通式に出席のため」を理由とする「議員派遣取消申出書」が議長に提出されて承認され、平成26年4月21日の議会運営委員会及び同年5月21日の第347回宮城県議会（平成26年5月臨時会）にその旨が報告された。

(2) 本件海外視察に係る費用弁償額について

議員の海外視察である外国旅行については、県議会議員の報酬等に関する条例（平成12年宮城県条例第95号。以下「議員報酬条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、費用弁償を支給することとされており、その種類、額及び支給方法については、同条第2項から第4項までに定めるところにより、法令及び議員報酬条例に特段の定めがあるもののほかは、県の一般職の職員の旅費の例によることとしている。

すなわち、費用弁償の種類については、職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号）で航空賃、鉄道賃、車賃、船賃、定額による旅行雑費、宿泊料及び食卓料が対象経費となっており、ガイド料や昼食代については対象外となっている。また、通訳料については、県が旅行取扱業者と契約を行い、視察の終了後に直接支払われている。

費用弁償の額については、議員報酬条例第6条第3項で車賃、定額による旅行雑費、宿泊料、食卓料の額が規定されているほかは、県の一般職の職員の例による。ただし、議員の海外視察の費用弁償については、平成18年10月2日付け議長通知「議員海外調査費について」により、議員の任期中に2回以内で90万円の範囲内とされており、支給上限額の90万円を超える費用については、各議員が自己負担することとされている。

そのほか、費用弁償の支給に当たっては、知事の補助執行者である議会事務局において、費用弁償請求書に添付された旅行取扱業者からの見積書及び日程表に基づき費用弁償額を算定し、概算払いにより支給している。そして、外国内での車賃は実費支給とされていることから、

旅行取扱業者から支払証明書を徴収し、精算確認を行う。

本件海外視察の費用弁償の算定額については、各議員とも上限額である90万円を超えているため、上限額の90万円ずつが3月6日に直接現金で支払われており、4月2日に精算確認が行われていた。なお、派遣取消申出の議員の90万円については、4月3日に全額が返納されていた。

(3) 海外視察の実施状況について

本件海外視察の行程は、視察申出書に添付されている日程表のとおりであり、視察先の変更や取り止めなどの事実は認められない。また、視察先における現地の説明者等は次のとおりである。

月日	調査事項	視 察 先	相 手 方
3月26日	震災復興	市内、トラム乗車	震災時の市長 ポブ・パーカー氏
	スポーツ振興	AMIスタジアム、イーゼンパーク	第1回WCメンバークラウイック・テイラー氏
3月27日	環境問題	大聖堂、カーボンカタラール	主席司祭 リンダ・パターソン氏
		アオラキ・マウンツクック国立公園	同公園管理課長 レイ・ベリンガー氏
		テカポ湖畔	アースアンドスカイ社 グレイム・レイ氏
3月28日	エネルギー問題	ワイラケイ地熱発電所	Dr.ゲレッジ・ビゲナール氏
3月29日	農業問題TPP対策	KIWI360	ゲレーム・クローソン氏、マーク・ボイル氏
		養蜂場コンピータ	職 員
		タウランガ酪農場	農場主夫妻
3月30日	町おこし	ストニーリッジワインヤード	トニー・フォーニス氏

(4) 視察終了後の手続について

視察参加議員は、宮城県議会が作成した「海外視察に関する手引き」に基づき、視察終了後1週間以内に海外行政視察終了届出書を議長あて提出することとされている。また、視察終了後原則として90日以内に議員海外視察報告書(以下「報告書」という。)を議長あて提出することとされている。報告書には、①事前研修等の実施状況、②調査結果(現地での調査内容及び結果を具体的に記載する。)、③得られた成果及び県政への反映方策等を記載するとともに、必要に応じて収集資料を添付することとなっている。本件海外視察については、平成26年4月4日付で海外行政視察終了届出書が提出され、平成26年6月24日に報告書が2部提出され、1部は議会の図書室に配架され閲覧に供されている。

2 監査対象箇所からの聴取内容について

本件海外視察に係る議会事務局からの聴取内容は、次のとおりである。

(1) 本件海外視察の調査目的等について

本件海外視察は、視察しようとする議員からの申出書を受けた議長が、その内容を審査し、議会運営委員会で承認の上、議会において、「派遣目的」、「派遣場所」、「派遣期間」及び「派遣議員」について議決されており、適正な手続により議員派遣の決定がなされている。宮城県議会が議決した本件海外視察に関する調査目的は、①大震災対策に関する調査、②エネルギー対策に関する調査、③環境保護対策・観光資源に関する調査、④スポーツ振興に関する調査、⑤農業問題に関する調査、⑥街づくり・産業振興に関する調査の大綱6項目で、これらはいずれも県政の主要となる施策であり、かつ、復旧・復興にも関連し、本議会の調査特別委員会において別途取り組んでいる重要な課題でもあることから、本議会が議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な調査目的であると認識している。

本件調査目的と視察先との関連では、①大震災対策に関する調査については、東日本大震災とほぼ同じ時期に大きな地震被害を受け、現在も復興対策を行っているニューゼーランドのクライストチャーチ市と現地で被害を受けた各施設(インフラの復旧や人口流出の状況、カーボントラナル(仮設大聖堂)、トラム)の復興状況を、②エネルギー対策に関する調査については、震災後に改めて注目されている再生可能エネルギーについて、その有効活用の先進的取組をしているニューゼーランドのワイラケイ地熱発電所の取組状況を、③環境保護対策・観光資源に関する調査については、世界でも有数の観光資源(マウントクック国立公園、テカホ湖、マウントジョン天文台)における環境保護対策の取組状況を、④スポーツ振興に関する調査については、2019年ラグビー・ワールドカップの開催会場や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技等の県内誘致に伴い、ラグビー先進地であり過去にワールドカップ大会

会場となった、ニューゼーランドのクライストチャーチ市における各施設(AMIスタジアム、イーチンパーク)の運営状況を、⑤農業問題に関する調査については、早くからTPPに参加しているニューゼーランドの主要産業である農業関連の各施設(KIWI360、コンピータ、クウランガ酪農場)の取組状況を、⑥町づくり・産業振興に関する調査については、観光資源とワイン農場(ワイアヘケ島)等を組み合わせた観光産業振興によるリゾート地としての町おこしの成功事例における取組状況となっており、いずれも調査目的に照らし、適切な視察先が選定されている。

また、視察行程等についても、日本とニューゼーランドの往復に要した2日間を除いた5日間全てで調査が行われるとともに、調査目的に沿って関係者から説明を受けながら、質疑や意見交換、現地視察等が適切に行われるなど、本件海外視察の調査目的を果たすのに十分である。

(2) 本件海外視察の必要性等について

宮城県議会では、東日本大震災発生直後から、大震災に関する特別委員会を継続して設置し、沿岸被災市町の現地調査などを実施して復旧・復興に関する課題の把握に努め、精神的に関係機関への要請活動や政策提言等を行ってきた。また、復旧・復興に関する課題と合わせて、時間の経過とともに変化・発生する様々な課題に対応するため、常任委員会による調査に加え、別途、調査特別委員会を設置するなど、議会機能を最大限に発揮しながら、震災からの復旧・復興に取り組んでいる。

(3) 被災自治体の特殊性及び海外視察の再開について

宮城県議会では、東日本大震災の発災に伴う復旧・復興事業に最優先で取り組むため、平成23年度と平成24年度の海外視察を休止していた。平成25年度は、知事から「宮城県震災復興計画」に基づく復旧・復興に必要な政策等を幅広く展開するとともに、「宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の達成に必要な取組も着実に推進することが示され、「復旧に止まらない抜本的な再構築」を実現するための基礎を築く年とされた。

これを踏まえ、議会としても、復旧・復興対策と同時に将来を見据えた取組にも対応し、議案の審査や議論の質を高めつつ、政策提言等を行う必要があることから、震災復興計画の「再生期」への移行を迎える、震災から丁度3年が経過した平成26年3月に、震災後初の海外視察を行うこととなった。

このように、議員派遣の必要性等の判断に当たっては、本県が被災県であり、いまだ復興途上にあることを考慮し、震災復興計画で示す「復旧期」から「再生期」への移行、「復旧に止まらない抜本的な再構築」の実現等、復興における次のステージの的確に対応するため、この時期に議員の派遣を決定したものであって、これら県政に関連した諸課題の調査を行う本件海

外視察は、時宜を得て有意義であり、請求人が主張する不必要な調査ではない。

(4) 本件海外視察の成果等について

宮城県議会では、議員の海外視察の実施に当たり、県民に対する説明責任を果たし、海外視察について県民の理解を得るため、事前の準備を十分に行い、視察内容を報告書で明らかにするとともに、議会活動を通じて視察の成果を県の施策に反映させていくこととしている。

本件海外視察については、事前研修として有識者や県内被災自治体からの意見聴取等が実施され、視察先では、調査目的に沿って、行政関係者や施設管理者、研究者等から施設等の概要や課題についての説明を受け、質疑や意見交換、現地視察等が適切に行われている。また、これらの視察内容は、調査項目毎に整理し報告書として取りまとめられ、現在、議会図書室に配架し県民が閲覧できる状態になっている。

本件海外視察の成果等は、当該視察に係る報告書に記載した内容のほか、本会議での質問や委員会における県政への施策提言・政策立案等にも生かされるものである。実際に、平成26年9月11日に開催された予算特別委員会では、視察議員から、海外視察の調査項目の一つであるスポーツ振興対策について、調査結果を踏まえた具体的な施策提言等が行われるとともに、平成26年9月定例会における一般質問では、エネルギー対策について調査結果を踏まえた質問が行われる予定となっており、その後の議会活動を通じて積極的に県の施策に反映させる取組が行われている。

以上のことから、本件海外視察については、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要なものであり、かつ、視察先や行程等は、調査目的に照らして合理的なものであることから、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用はなく、本件派遣決定及び公金支出等は適法である。

3 参考人（議長）に対する調査結果

議長に対し、請求人の主張に対する見解を文書により調査したので、できる限り回答書の原文に即して記載する。

(1) 「視察先や行程等は、調査目的に照らし明らかに不合理なものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であったと言わざるをえない。」との主張について

本件調査の調査目的と視察先との関連は、大震災対策については東日本大震災と同時期に大規模な地震に見舞われたクワイヌトチャーチ市を、エネルギー対策については、震災後、改めて課題となっているエネルギー問題に関連しワイクラケイ地熱発電所を、環境保護対策・観光資源調査については、豊かな自然を観光資源ととらえ保護政策等が行われているアオラキ・ワウソトクック国立公園等を、スポーツ振興等については、既に日本での開催が決定した2019年ラグビーワールドカップや震災からの復興を世界に発信する大会となる2020年東京オリンピック

ク・パラリンピック競技大会の県内への誘致等の誘致に伴い、会場周辺の渋滞対策等が課題となるなか、過去にワールドカップ会場となったスタジアム等を視察先とするなど、この他の視察先も含め、いずれも調査目的に照らし適切な視察先が選定されている。

また、行程等について、日本とニューゼランドの往復に要した2日のはかばか、5日間すべてで調査が行われ、視察先においては、調査目的に沿って、行政関係者や施設管理者、研究者等から施設等の概要や課題について説明を受け、質疑、意見交換、現地視察等が行われている。したがって、本件調査の視察先、行程等は調査目的に照らし合理的であり、実質的には調査研究に名を借りた観光であったと言わざるをえないとの主張は全く当たらない。

(2) 「宮城県議会の場合、議員派遣の「必要性」「費用対効果」を判断するに当たっては、宮城県が東日本大震災の被災県であって、いまだ復興途上にあることが十分に考慮されなければならない。」との主張について

宮城県議会では、東日本大震災の発災に伴い、復旧・復興事業を最優先するため、平成23年度及び平成24年度の海外行政視察を休止した。

平成25年度については、知事から、「宮城県震災復興計画」に基づく復旧・復興に必要な政策・施策を幅広く展開するとともに「宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の達成に必要な取組も着実に推進することが示され、平成25年度は回復復興計画に定める「復旧期」の最終年度であり、「復旧に止まらない抜本的な再構築」を実現するため、すなわち、震災以前の状態に回復させるだけでなく、将来を見据え、最適な産業等の在り方を再構築し、人口減少や環境保全等の諸課題を解決する先進的な地域づくりに取り組むための基礎を築く年とされた。

これを受け、議会としても、震災からの復旧・復興と同時並行で宮城の将来ビジョンの実現に取り組むことに対応し、議案の審査や議論の質を高めつつ、政策提言等を行う必要があることから、平成25年度に海外行政視察を再開し、震災から3年が経過した平成26年3月に震災後初の海外行政視察が行われた。

以上のとおり、宮城県議会では、震災後の平成23年度及び平成24年度は、復旧・復興事業を最優先するため海外行政視察を休止したが、平成25年度からは、「宮城県震災復興計画」に定められた「復旧期」から「再生期」への移行、「復旧に止まらない抜本的な再構築」の実現等、復興における次のステージへの対応も踏まえ、議員の派遣を決定したものである。

(3) 「議会が今議員を派遣すべき場所は、今なお悲惨な現状にあるこれらの地域である。議会が審査すべき議案はこれらの課題についての議案である。議会が今調査すべき宮城県の事務はこれら課題への取組状況であり、上記の課題に対して具体的な必要性がなければ、そもそも不必要な調査であると推定される」との主張について

宮城県議会では、東日本大震災発生直後から、大震災に関する特別委員会を継続して設置し、沿岸被災市町の現地調査などを実施して復旧・復興に係る課題の把握に努め、精力的に関係機関への要請活動や政策提言等を行ってきた。一方、時間の経過とともに変化・発生する様々な課題についても、常任委員会による調査に加え、別途、再生可能エネルギー、雇用の安定等をテーマとする調査特別委員会を設置するなど、議会機能を最大限に発揮し、震災からの復旧・復興に取り組んでいる。

また、前記(2)で記載したとおり、議員派遣の必要性等の判断に当たっては、本県が被災県であること、いまだ復興途上にあることを十分考慮に入れるとともに、本県が「復旧に止まらない抜本的な再構築」の理念を掲げ、「再生期」へ移行する重要な時期を迎えていることなども踏まえ派遣を決定したものであり、また、エネルギー対策や震災復興対策などの調査は、宮城県の東日本大震災からの復旧・復興に係る課題の解決に資すると考えられる。

したがって、県政の重要課題に対応する調査を行う本件海外行政視察は時宜を得て有意義であり、不必要な調査ではない。

(4) 「本件派遣決定においては、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものであり、視察先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣するものであったらべきであるから、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。」との主張について

議会は、普通地方公共団体の議決機関として、その機能を果たすために必要な限度で広範な権能を有し、合理的な必要性があるときはその裁量により議員を国内や海外に派遣することができることとされている。

本件議員派遣は、前記(1)から(3)までに記載のとおり、東日本大震災という未曾有の災害に見舞われた宮城県が、復旧・復興を進めながら、「宮城の将来ビジョン」の推進、「復旧に止まらない抜本的な再構築」に取り組むなか、宮城県議会が議決機関としての機能を果たしていく上で重要な課題について調査を行うことを目的としており、また、視察先や行程等も派遣目的に照らして合理的であることから、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用はなく、本件派遣決定及び公金支出等は適法である。

4 参考人（派遣議員）に対する調査結果

海外視察に参加した議員に対し、請求人の主張等に対する意見を文書により調査したので、できる限り回答書の原文に即して記載する。

(1) AMI スタジアム、イーデンハープ

イ 「視察先としてラグビーの種目に関するAMI スタジアム及びイーデンハープを選定した

ことは、視察目的と合理的な関連を有しているということはできない」との主張についてこれらのスタジアムはラグビー競技のほかにもクリケット競技、サッカー競技、コンサートなども開催されている多目的ともいえる市民の癒しの場所と一体となった会場である。2019年の「ラグビーワールドカップ」や2020年の「東京オリンピック」が日本で開催されることが決定しており、開催前のキャンプを含め競技会場の宮城県内への誘致が見込まれることから、ワールドカップ開催の先進事例である当該施設を視察先として選定したものであり、視察目的である「スポーツ振興調査」に沿ったものである。

ロ 「宮城県のスポーツ施策に関し、これに資する具体的な情報等がもたらされたとはどうして評価できず、いわんや有益な政策提言等も皆無である」、「上記視察先や行程等は、前記の調査目的に照らし明らかに不合理なものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であった」との主張について

2019年の「ラグビーワールドカップ」や2020年の「東京オリンピック」が日本で開催される。この2つの開催を含め今後様々な開催会場（開催前のキャンプも含む）の一つとしてわが県の競技場に誘致をすべきと考える。而し視察競技場はすでに世界的規模の競技大会開催や世界的ミュージシャンのコンサートの開催など成功を収め、豊富な経験を有している。それには、アクセス方法、周辺安全対策、宿泊施設等様々な難問を自治体、周辺地域とともに克服してきた実績があり、それを見聞視察したことは、今後の我が県開催を海外等にアピールする際の大きな参考になった。

実際に平成26年9月11日の予算特別委員会においても、ひとめぼれスタジアムみやぎ周辺の渋滞対策等について、視察結果を引用して質疑・提言も行われた。

ハ 「オールドAMI スタジアム」に関する調査結果について

震災で使用できなくなった「オールドAMI スタジアム」を視察し、甚大な震災被災地域としてその痛感を共有し、同時に、代替施設として新たに「AMI スタジアム」を建設し、住民・自治体ともに勇氣と励みを享受できたという事実には、スポーツと市民の関わり方の重要性を再認識した。災害後におけるカンタベリー地方住民の癒しの場としてのスポーツとの関わりは、我が県においても重要であり、今後さらに発展振興していくべきである。

以上のとおり、本件視察先の選定や行程等は調査目的に照らして合理的であり、実質的には調査研究に名を借りた観光であったとの請求人の主張は全く当たらない。

(2) カーボンカタラール

イ 「県政の課題との関係がそもそも不明であって、目的自体に合理性がないと言わざるをえない」との主張について

被災者の心のよりどころ、震災を風化させないための復興記念施設の整備、震災遺構の保存については、宮城県、県内被災市町でも大きな課題となっていることから、現地の人々の心の礎であったクライストチャーチ大聖堂を復旧した「カーボンカテドラル」を視察先として選定したものであり、視察目的である「震災復興調査」に沿ったものである。

ロ 「視察結果について具体的記述が全くなく、そもそも現実には訪問したのかも定かではない」、「宮城県の震災復興施策に関し、これに資する具体的な情報等がもたらされたとはどうい評論できず、いわんや有益な政策提言等も皆無である」及び「上記視察先や行程等は、前記の調査目的に照らし明らかに不合理なものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であった」との主張について

「カーボンカテドラル」に関する調査結果は、次のとおり。

今回の大地震以前は、クライストチャーチ大聖堂の名称で呼ばれ、現地の方々の心の礎であり、それが大地震で崩壊、その代替施設が日本人建築家により強力な紙の資料で聖堂が「カーボンカテドラル」として建立された。視察当時首席司祭であったリント・パターソン氏（視察後に亡くなられた。）のご案内により視察し、「神の聖堂」は、多くの人々に勇氣や希望を与えており、癒しの場所の一つとなっていることが分かった。また、同じ被災国、被災自治体、日本人として現地の方の象徴とされる聖堂へ哀悼の意を表すために訪問した。東日本大震災被災の「鎮魂」の碑としてより多くの方に記憶として永遠にとどめていただくよう、多くの被災地に「カーボンカテドラル」のような施設を建立すべきである。

以上のとおり、本件視察先の選定や行程等は調査目的に沿ったものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であったとの請求人の主張は全く当たらない。

(3) 市内トラム体験搭乗調査

イ 「環境保護対策と市内トラムとの関連性について全く判然としない。さらには、乗車することでのその現状と問題点が調査できるかはなはだ疑問である」との主張について
東日本大震災では、仙石線、常磐線等、多くの鉄道が被害を受け今なお復旧途上であり、観光客を誘致する上でも課題となっている。近年、環境保護の面から日本でも路面電車が見直されており、市街地散策の足として観光客の人氣も高いとされている。

震災からの復旧と環境保護の観点から、観光客、市民の足であり、震災で被害を受けたクライストチャーチ市の路面電車（トラム）を視察先に選定し、体験乗車を行うことは、視察目的である「震災復興調査」と関連を有すると同時に、今回の視察目的の一つである「環境保護調査」にも参考となるものである。

ロ 「視察先や行程等は、前記の調査目的にも適合しないものであるばかりか、その調査をし

たのかも明らかで無く調査の体をなしていないことは明らかであり、実質的には調査研究に名を借りてクライストチャーチを観光しただけである」との主張について

震災以前のクライストチャーチの市内電車（トラム）は、以前仙台市で運行されていた市内電車と同じく市民の足となり、また、観光誘致の一つでもあった。街路地を走行するにとどまらず、建物の中通り（ショッピングモール）を走行する斬新なアイデアも持ったトラムでもあった。それが震災後修理などで停止となったが、昨年開通し、今回の体験乗車となった経緯である。先に述べた斬新な発想は単なる交通手段ではなく、市民に愛されて生きた乗り物として感じるものがあり、その考え方は県内の鉄道等の復旧でも参考となる。

将来、市電の再利用、以前のローリーバスでの移動、仙石線を観光電車としてのアイデア、もしくは現行の地下鉄網と地域住民を巻き込んだ観光展開、道路騒音や自動車公害対策を考慮した交通手段等30分足らずの試乗だったが、震災復興、環境保護対策はもとより、地域活性化、観光誘致の材料としても貴重な視察であった。実的には調査研究に名を借りた観光であったとの請求人の主張は全く当たらない。

(4) ワウントクック国立公園

今回の視察ツアーの中に「自然環境保護調査」「町おこし調査」「エネルギー問題調査」そして「観光資源調査」があった。二日目の視察箇所はこの4項目すべてに該当する場所であるが、「エネルギー問題調査」は日程時間制限の都合上、三日目の「地熱発電所視察」と設定した。なお、ワウントクック氷河からできたテカホ湖の水力源を利用し、南島のダム開発となり、現在の水力発電の基盤になっている。そのダム建設時代に工事関係者が宿泊し、完成後も、この土地に留まり、町や村ができ、主に観光や牧畜業の産業が生まれた歴史がある。

イ 「宮城県内には世界遺産が存在せず、世界遺産に登録されている自然環境を調査することは上記目的とは関連性を有しない」との主張について

宮城県内には、風光明媚な松島やリアスの海、蔵王連峰や栗駒連峰など豊かな自然が観光資源となっている地域があることから、ニュージーランド有数の観光地でありながら、豊かな自然を誇り世界遺産に登録されているワウントクック国立公園を視察先に選定したものであり、視察目的である「自然環境保護調査」、「観光資源調査」に沿ったものである。

ロ 「地元関係者と意見交換をした等の記録はなく、一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの調査研究がなされた事情はおよそ窺われない」との主張について

報告書に記載のとおり、今回は、国立公園の現地人責任者であるレイ・ペリンガー管理課長、アルベンガイ下のリョウスケ・イイジマ氏の話の伺い視察を行った。具体的には、報告書に記載のとおり、自然のままに保全することを公園管理の目的として「自然環境保護」を

行いながら、入場料は取らずに観光客を受け入れつつ、入山料を登山コース保全に活用し、ホテルの利益の一部が国に支払われる等、自然を「観光資源」として「町おこし」に繋げるアイデアや制度など現地事情をうかがった。

ハ 「宮城県県の環境保護施策に関し、これに資する具体的な情報等がもたらされたとはどうしていい評価できず、いわんや有益な政策提言等も皆無である」との主張について

ワウントクツク、テカボ湖など自然の法則でできた「環境」には人工的な手を加えてはならない、という考え方が根本にある。自然災害の頻度、居住人口などが日本とニュージランドとは異なるが、昨今過疎といわれる地域で、そこにある静かな「自然環境」を守り、それを逆手に「観光資源」として交流人口の増加を実現・展開した地域を目的の当たりにし、本県でも懸念されている人口減対策の一つとして交流人口を増加させることにより地域を活性化することが重要であると考えた。また、自然保護の一方で、ヒマラヤンタールという4つ足動物の異常増殖とその駆除が課題となっており、本県と同様の課題（鹿等の増殖）が生じており、自然保護と自然との共生の調和の難しさを再認識した。

ニ 「上記視察先や行程等は、前記の調査目的に照らし明らかに不合理なものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であった」との主張について

以上のとおり、ワウントクツク国立公園では、自然ありのままに保全する考え方、人工的な手加えない自然を観光資源とすること、入山料やその活用、国への利益納入等の制度など、今後の政策提言等につながる有益な情報を得ることができた。実質的には調査研究に名を借りた観光であったとの請求人の主張は全く当たらない。

(5) テカボ湖畔（ワウントジョン天文台）

イ 「宮城県内には世界遺産が存在せず、世界遺産に登録されている自然環境を調査することは上記目的とは関連性を有しない」との主張について

宮城県内には、風光明媚な松島やリアスの海、蔵王連峰や栗駒連峰など豊かな自然が観光資源となっている地域があることから、ニュージランド有数の観光地でありながら、豊かな自然を誇り世界遺産に登録されたるワウントクツク国立公園地域にあるテカボ湖を視察先に選定したものであり、視察目的である「自然環境保護調査」「観光資源調査」に沿ったものである。

ロ 「宮城県県の環境保護施策に関し、これに資する具体的な情報等がもたらされたとはどうしていい評価できず、いわんや有益な政策提言等も皆無である」との主張について

調査内容は、報告書にも一部を記載したとおり、アースアンドスカイ社グレイム・ブレイド氏から、世界で一番美しい星空が見られるという湖畔の自然保護の取り組み、観光資源であ

る夜景（星空）を保護するため、町あかりや車のライトを制限する活動など、自然のままの環境を維持するための取り組みについて有益な情報を得ることができた。

ハ 「上記視察先や行程等は、前記の調査目的に照らし明らかに不合理なものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であった」との主張について

我が県は、広大な太平洋、風光明媚な松島やリアスの海、そして蔵王連峰や栗駒連峰などの奥羽の山々に囲まれた自然豊かな地域である。今回のワウントジョンでの視察は大変身近な実例であったが、我が県の地域がそれぞれ持っている自然、人間愛などの他県や他国の方々が新鮮に感じる価値観を自治体との共有自然資源とし、観光資源の一つとしていけるようなシステムを構築できないかと思案しており、これには産・官・学・民の協働・協力が不可欠である。

以上のとおり、本件視察先の選定や行程等は調査目的に沿ったものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であったとの請求人の主張は全く当たらない。

(6) ワイラケイ地熱発電所（ロトルア）

イ 「当該調査目的との関連で、地熱発電について調査することの必要性が不明である」との主張について

日本での地熱発電量は国内電力需要量の0.3%のみであるが、日本の発電能力は、米国、インドネシアに次ぐ膨大な地熱資源量を誇るといわれている。一方ニュージランドにおける地熱発電量は国内電力需要量の13%であり、自然再生可能エネルギーだけで総発電量の70%程度を占める。

また、我が県では1975年に「鬼首」で地熱発電を開始している。しかしながら、電力供給量はごく僅かなのが現状である。こうした中で東日本大震災で原発事故もあり、自然エネルギーの存在が注目されている昨今、我が県は、鬼首はもとより県内各地に温泉地質の可能性があり、温泉水が豊富な我が県としてその自然エネルギーは発電やそれらに絡まる付帯施設による観光資源としても成り立つ可能性を持つと考えられ、それを活用した「地熱発電」の先進地であるニュージランドのワイラケイ地熱発電所を視察先として選定したものであり、視察目的である「エネルギー問題調査」に沿ったものである。

ロ 「宮城県県のエネルギー施策に関し、これに資する具体的な情報等がもたらされたとはどうしていい評価できず、いわんや有益な政策提言等も皆無である」及び「上記視察先や行程等は、前記の調査目的に照らし明らかに不合理なものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であった」との主張について

報告書にも記載のとおり、小雨により水力発電が減少し、2005年以降は地熱発電に力を入

報 告 書

れてきたが、地熱発電技術の大部分は日本の技術が利用されていることであり、また、県内では、燃料費の高騰によりトマトやいちご等のハウス農業のコスト高が問題となっているが、地熱発電による余熱を野菜のビニールハウスに活用し、低コスト化に役立っているとの話を伺った。

県議会には資源エネルギーに関する議員連盟が既にあるが、地熱発電の推進を活動目的に入れる等により、日本の高い技術を利用した地熱発電の活用方策について、農業や観光への活用も含めて追求していきたい。

地熱発電技術は日本のものであり、また地熱学にしても地元の東北大学との連携があり、我が県の再生可能エネルギー利用を考えると、太陽光のほかに地熱も有用と考えられ意義深い視察となっている。

以上のとおり、実質的には調査研究に名を借りた観光であったとの請求人の主張は全く当たらない。

(7) キウイ360、コンピータ、タウランガ酪農場

イ 「当該調査先は、視察目的と合理的な関連を有しているということはできない」との主張について

ニュージーランドは、キウイフルーツ等の農業や乳製品等の畜産業を主要産業とし、早くからT P Pに参加している国であり、キウイフルーツの生産量は世界第2位となるなど、農業分野において世界的シェアが高く、大規模化や低コスト等による効率化の経営が進んでいる先進地である。今後、日本がT P Pに参加するに当たり、本県農業等における対応策が重要であることから、視察先としてこれらの施設を選定したものであり、視察目的である「農業問題（T P P関係）」に沿ったものである。

ロ 「宮城県の問題T P P対策に関し、これに資する具体的な情報等がもたらされたとはどうい評価できず、いわんや有益な政策提言等も皆無である」及び「視察先や行程等は、前記の調査目的に照らし明らかに不合理なものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であった」との主張について

日本がニュージーランド産キウイの最大の輸入国でありその大農園、世界的にマスカハニーとして有名な養蜂所、そしてニュージーランドの主要産業である酪農場を視察し、現場の責任者と面談、作業現場、経営形態、T P Pに対する意見などそれぞれ現場でうかがった。

「キウイ360」としても農場を、大自然の風景を楽しみながらの農園の見学や地元食材を使ったレストランによる食事の提供など、付加価値をもって「観光素材」の一つとして経営しており、今後我が県においても農業・漁業と観光とのコラボレーションで観光誘致素材

の構築ができるのではないかと考える。

「コンピータ」では、報告書に記載のとおり、天然素材を使用した、高品質のマスカハニーであるマスカハニーをはじめとする各種蜂蜜を加工製造し、世界的な販売を展開するほか、養蜂所における観光対策にも力を入れている。

「タウランガ酪農場」は、報告書に記載のとおり、1,500haの農場で500頭の脂肪率の高いジャージー牛を飼育する大規模な酪農場で、乳牛のエサとなる牧草の管理や飼料に工夫を凝らしながら、低コストで高品質のミルクを安定して生産し、世界との競争力に対抗できる経営が実践されている。

T P P問題に関しては日本のメディアで問題にされているほどではなく、現地では関心が薄く、切迫した危機感はなかった印象である。これは、ニュージーランドでは長期的視野に立った持続可能な農業振興を重視しており、今まで費用対効果を考へての経営規模にあった体制、また持ち株会社にするなど効率化した生産体制が確立されているからだと推察される。今後、T P Pによる農業環境の厳しい状況を踏まえると、世界的な競争力に対抗できるよう、宮城の特性を生かした付加価値を加えつつ、農業における大規模化、低コスト化に向けた生産体制の確立が急務であると考へている。

以上のとおり、実質的には調査研究に名を借りた観光であったとの請求人の主張は全く当たらない。

(8) ワイヘケ島（ワイン農場）

イ 「当該調査目的との関連で、同所を調査することの必要性は存在しない」との主張について

農業の6次産業化や、それを基に地域の特色を活かした町おこしを展開することは宮城県にとつて大きな課題であり、また、県内唯一の山元町のワイン工場が東日本大震災で被災し、再建途上にあることから、観光ワイン農場のあるワイヘケ島を視察先に選定したものであり、視察目的である「町おこし調査」に沿ったものである。

ロ 「一般の観光旅行の見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情はおよそ窺われない」、「宮城県の町おこし施策に関し、これに資する具体的な情報等がもたらされたとは到底評価できず、いわんや有益な政策提言等も皆無である」及び「上記視察先や行程等は、前記の調査目的に照らし明らかに不合理なものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であった」との主張について

ワイヘケ島における調査内容、成果等を補足すれば、次のとおり。

ニュージーランド第1の都市オークランドから船で45分ほどに位置し、現在は通勤地や芸

術家の住居があり、ワイン農場を基盤とした製造・販売・レストランの経営、そしてリゾート地として様々な文化が融合し、都会とは異なる観光地ともなっている。

ワイン生産においては世界中とくに中南米からのワイン生産も出店しており、商品価値はかなりの高レベルにあるようだ。また、それぞれにワインレストランを持っており、リゾートの中の町おこし、地域おこしとして参考になった。町おこし調査の一環として訪問地に選択したが、実際はそれ以上の相乗効果を見て感じることができた。

我が県山元町のワイン工場再建などについては既に報告書に記載しているが、ワイナーに限らず、県内の気仙沼、石巻、松島界隈の高々、海浜・農村・山村地域などそれぞれが持っている自然と特色を生かした、総合的な取り組みを考えていき、地域ごとの町おこしにつなげられると考える。自然はもとより、歴史、文化などを素材として生かした町おこしにつながりやすい。また、ワイン工場が再建途上にある山元町に対しても、情報提供助言等を行っていく。さらに、今後進められる地方創生、地域再生施策にも、今回の地域の特色を活かし産業と観光が連携した町おこしを参考に、政策提言等をしていきたい。

以上のとおり、本件視察先の選定や行程等は調査目的に沿ったものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であったとの請求人の主張は全く当たらない。

第7 判断

議員の派遣については、法第100条第13項の規定により「議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる」とされており、会議規則第130条第1項本文の規定により、「議会が議員を派遣しようとするときは、派遣の目的、場所、期間等を明らかにして議会の議決で決定する」こととされている。

判例においては「議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために、合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や国外に派遣することができる」としながらも、「裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは議会による議員派遣の決定が違法となる場合がある」（最高裁第3小法廷平成9年9月30日判決）とされている。

したがって、議員の海外派遣の必要性や内容等は、議会の裁量に委ねられているものの、派遣について合理的な目的が全くない場合や派遣計画が調査目的と全く関連性がない場合など裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは違法とされることから、請求人の請求内容に沿って、本件海外視察がそれに当たるか否かについて検討する。

なお、議会での派遣決定手続及び公金の支出事務については、法令等の規定に基づき適正に行われているのは、事実関係の確認（第6-1(1)及び(2)）のとおりである。

1 それぞれの視察先について

(1) AMIスタジアム、イーテンパークにおける調査について

請求人は、「これらの視察先を選定したことは、視察目的と合理的な関連性を有しない」とし、「視察先や行程等は調査目的に照らし明らかに不合理なものであり、実質的には調査研究に名を借りた観光であった」などを主張する。

当該調査先の選定理由は、スポーツ振興が本県の主要施策の一つであり、特にラグビーの種目において他国の追隨を許さないニュージーランド国を視察することは、本県の富県戦略に掲げるスポーツ振興策の参考になることからとしている。さらに、我が国においては、「ラグビーワールドカップ」や「東京オリンピック」の開催が決定しており、開催前キャンプや競技会場の県内誘致も見込まれることから選定したとのことであるから、視察目的と合理的な関連性を有していないということはできない。

また、当該調査先においては、実地視察とともに地元関係者からの聴取により、各スタジアムに係るアクセス方法や周辺地区の状況等の具体的情報等もたらされたことは、報告書及び派遣議員からの回答書（第6-4(1)）のとおりである。報告書においては、概括的な記載にとどまっておらず、調査の成果として、調査項目との関連を含む体系的整理やより詳細な調査結果の内容及び政策提言等を盛り込み内容を充実させるべきであったと思料するものの、そのことをもって視察する必要性がなかったとはいえず、視察先や行程等派遣計画は調査目的と合理的な関連性があると認められる。

さらに、派遣議員から、平成26年9月の県議会予算特別委員会では、本県のひとめぼれスタジアムの周辺渋滞対策等について、同年9月の定例県議会ではラグビーワールドカップ誘致について、それぞれ質疑・提言が行われており、視察結果の県政への反映方策の一つと認められる。

以上のことから、本件視察が調査研究に名を借りた観光であったということはできない。

(2) カーボンカタラールにおける調査について

請求人は、「県政の課題との関係が不明で、目的自体に合理性がない」とし、「実質的には調査研究に名を借りた観光であった」などを主張する。

当該調査先の選定理由は、震災復興対策が本県の主要施策の一つであることから、大震災後のクライストチャーチ市の復興施策の調査を目的とするものであり、震災を風化させない復興祈念施設の整備や震災遺構の保存は、県内でも課題となっていることからしている。被災したクライストチャーチ大聖堂の代替施設として被災地の人々の心の礎となっているカーボンカタラールを視察することは、県の検討課題となっている震災遺構に関連するものであり、県議

報 告 書

会議員としての施策の検討に資する面があると考えられることから、調査目的に合理性がないということではない。

また、当該調査先においては、実地視察とともに主席司祭から聴取の上、被災地での存在意義等についての具体的情報等がもたらされたことは、報告書及び派遣議員からの回答書（第6－4(2)）のとおりである。

報告書においては、わずかな記載にとどまっており、調査の成果として、調査項目との関連を含む体系的整理やより詳細な調査結果の内容及び政策提言等を盛り込み内容を充実させるべきであったと史料するものの、そのことをもって視察する必要性がなかったとはいえず、視察先や行程等派遣計画が調査目的と合理的関連性があると認められることから、本件視察が調査研究に名を借りた観光であったということではない。

(3) 市内トラム搭乗視察調査について

請求人は、「環境保護政策との関連性について判断としない。乗車で現状と問題点が調査できるか疑問である」とし、「実質的には調査研究に名を借りた観光であった」などを主張する。

当該調査先の選定理由は、震災復興対策及び環境保護対策が本県の主要施策であり、被災した県内の多くの鉄道が復旧途上であることや、環境保護面から路面電車が見直されているなど、「震災復興調査」と「環境保護対策」の参考になることからとしている。

当該路面電車は、被災後停止し、昨年開通したところであり、本県の被災鉄道との比較等の観点から震災復興調査の関連で調査する意義はないとはいえない。また、路面電車が環境保護対策の側面から有用なものであり、現在具体的な検討課題になっていないとしても、長期的な視点に立てば、今後、県の行政施策を遂行する上で有益な面があることから、調査目的との関連性が全くないということではない。

また、当該調査先においては、当初より搭乗調査としているが、震災復興調査或いは環境保護対策の調査を目的とすれば、関係者からの聴取や資料収集等を行う必要があったと考えられるものの、説明を伴わない視察が行政視察として無意味であるとはとはいえない。

報告書においては、震災復興調査の項目のみが記載されているが、企画書においては環境保護対策の調査として位置付けられており、調査目的との整合性がとれていない面が認められるほか、トラムに関する記載がわずかに行程度と極めて不十分と言わざるを得ない。本件視察調査については、事前の準備が不十分なことが推測され、結果として搭乗調査という方法が適切でなかったため、予期した成果が得られなかったものと思料するものの、そのことをもって視察する必要性がなかったとはいえず、視察先や行程等派遣計画が調査目的と合理的関連性があると認められることから、調査研究に名を借りた観光であったということではない。

(4) ワウントクック国立公園における調査について

請求人は、「県内に世界遺産はなく、環境保護政策と観光資源の在り方調査の視察目的とは関連性を有しない」とし、「実質的には調査研究に名を借りた観光であった」などを主張する。当該調査先の選定理由は、環境保護対策等が本県の主要な施策であり、県内には豊かな自然が観光資源となっている地域があり、環境保護の側面を踏まえながら、この観光資源をいかにこれから生かしていくかという観点からとされており、当該調査先が世界遺産であり、本県内に世界遺産がないことをもって環境保護対策等との合理的な関連性がないということではない。

また、当該調査先においては、実地視察とともに、地元関係者から取組や課題について聴取の上、環境保護対策と観光資源の在り方についての具体的情報等もたらされたことは、報告書及び派遣議員からの回答書（第6－4(4)）のとおりであり、訪問するまでもなく容易に入手できるものばかりであるとはいえない。

報告書においては、概括的な記載にとどまっており、調査の成果として、調査項目との関連を含む体系的整理やより詳細な調査結果の内容及び政策提言等を盛り込み内容を充実させるべきであったと思料するものの、そのことをもって視察する必要性がなかったとはいえず、視察先や行程等派遣計画が調査目的と合理的関連性があると認められることから、調査研究に名を借りた観光であったということではない。

(5) テカホ湖畔における調査について

請求人は、「県内に世界遺産はなく、環境保護政策と観光資源の在り方調査の視察目的とは関連性を有しない」とし、「実質的には調査研究に名を借りた観光であった」などを主張する。当該調査先の選定理由は、前記(4)と同様であるが、当該調査先が世界遺産であり、本県内に世界遺産がないことをもって環境保護対策等との合理的な関連性がないということではない。

また、当該調査先においては、実地視察とともに、地元関係者から取組や課題について聴取の上、環境保護対策と観光資源の在り方についての具体的情報等もたらされたことは、報告書及び派遣議員からの回答書（第6－4(5)）のとおりであり、訪問するまでもなく容易に入手できるものばかりであるとはいえない。

報告書においては、概括的な記載にとどまっており、調査の成果として、調査項目との関連を含む体系的整理やより詳細な調査結果の内容及び政策提言等を盛り込み内容を充実させるべきであったと思料するものの、そのことをもって視察する必要性がなかったとはいえず、視察先や行程等派遣計画が調査目的と合理的関連性があると認められることから、調査研究に名を借りた観光であったということではない。

(6) ワイラケイ地熱発電所における調査について

請求人は、「調査目的との関連で、調査することの必要性が不明」とし、「実質的には調査研究に名を借りた観光であった」などを主張する。

当該調査先の選定理由は、エネルギー対策が本県の主要な施策の一つであり、県内各地に温泉地質の可能性があり、その再生可能エネルギーの発電等について、当該国がエネルギー対策として早くから地熱発電を利用していることから参考にしようというものであり、原発事故を契機とした、今後のエネルギー資源の在り方などの問題に対する県議会内外での議論が進められている状況を踏まえれば、十分に合理的関連性があるものと認められる。

また、当該調査先においては、実地視察とともに、関係者からの説明・聴取を行った上で、具体的情報もたらされるときにも宮城県議会の資源エネルギーに関する議員連盟における今後の取組についての政策提言があることは、派遣議員からの回答書(第6-4(6))のとおりである。

報告書においては、概括的な記載にとどまっており、調査の成果として、調査項目との関連を含む体系的整理やより詳細な調査結果の内容及び政策提言等を盛り込み内容を充実させるべきであったと思料するものの、そのことをもって視察する必要性がなかったとはいえず、視察先や行程等派遣計画は調査目的と合理的関連性があると認められる。

また、派遣議員から、地熱発電による再生可能エネルギーについて、平成26年9月の定例会議において、視察結果を踏まえた質疑・提言が行われており、調査結果の県政への反映方策の一つと認められる。

以上のことから、本件視察が調査研究に名を借りた観光であったということはできない。

(7) キウイ360における調査について

請求人は、「調査先は、視察目的と合理的関連を有していない」とし、「実質的には調査研究に名を借りた観光であった」などを主張する。

当該調査先の選定理由は、農業問題・T P P対策が本県の主要な施策・課題であり、ニュージールランドが農業問題でも世界に打って出る農産物を生産し、対T P P問題も早い時期から対応していることから、日本がT P Pに参加するに当たって、本県農業等における対応策が重要であるためとしており、当該調査先が観光名所で本県内に同様の規模の農園がないことをもって、合理的な関連性がないということではできない。

当該調査先においては、実地視察とともに、当該会社の職員から説明を受けたとされているが、報告書においては、わずかな記載にとどまるとともに、農業問題・T P P対策についての具体的情報や提言等がないことは認められるところであり、派遣議員からの回答書(第6-4

(7))においても、概括的な記載にとどまっている。

したがって、調査目的を果たすためには、行政機関等農業問題やT P Pについて知見のある視察先の調査も必要であったと考えられるところであり、その意味では、視察に当たった事前の準備が不十分なため、想定した成果が得られなかったとも思われる。

しかしながら、本県農業においても大規模かつ競争力のある経営体の育成やアグリビジネスの展開に加え、6次産業化や観光資源としての活用が主要施策の一つであることを踏まえると、そのことをもって視察する必要性がなかったとはいえず、視察先や行程等派遣計画が調査目的と合理的関連性があると認められることから、調査研究に名を借りた観光であったということではできない。

(8) コンビータにおける調査について

請求人は、「調査先は、視察目的と合理的関連を有していない」とし、「実質的には調査研究に名を借りた観光であった」などを主張する。

当該調査先の選定理由は、前記(7)と同様であるが、当該調査先が観光地にすぎず、本県のT P P対策として蜂蜜工場の調査が役に立たないとの主張は、本県農業と視察先の規模や種類等の相違に着目した比較からのものであって、一概に合理的な関連性がないということではできない。

また、当該調査先においては、実地視察とともに、当該会社の職員から説明を受けたとされているが、報告書においては、わずかな記載にとどまるとともに、農業問題・T P P対策についての具体的情報や提言等がないことは認められるところであり、派遣議員からの回答書(第6-4(7))においても概括的な記載にとどまっている。

したがって、視察目的を果たすためには、行政機関等農業問題やT P Pについて知見のある視察先の調査も必要であったと考えられるところであり、その意味では、視察に当たった事前の準備が不十分なため、想定した成果が得られなかったとも思われる。

しかしながら、本県農業においても大規模かつ競争力のある経営体の育成やアグリビジネスの展開に加え、6次産業化や観光資源としての活用が主要施策の一つであることを踏まえると、そのことをもって視察する必要性がなかったとはいえず、視察先や行程等派遣計画が調査目的と合理的関連性があると認められることから、調査研究に名を借りた観光であったということではできない。

(9) タウランガ酪農場における調査について

請求人は、「調査先は、視察目的と合理的関連を有していない」とし、「実質的には調査研究に名を借りた観光であった」などを主張する。

報 告 書

当該調査先の選定理由は、前記(7)及び(8)と同様であるが、当該調査先が大規模農場であり、T P P対策に関心を有していなかったことをもって、合理的な関連性がなかったということではできない。

また、当該調査先においては、実地視察とともに、当該酪農場の農場主夫妻から説明を受けたとされているが、報告書においては、わずかな記載にとどまるとともに、農業問題・T P P対策についての具体的情報や提言等がないことは認められるところであり、派遣議員からの回答書(第6-4(7))においても、概括的な記載にとどまっている。

したがって、視察目的を果たすためには、行政機関等農業問題やT P Pについて知見のある視察先の調査も必要であったと考えられるところであり、その意味では、視察に当たっての、事前の準備が不十分なため、想定した成果が得られなかったとも思われる。

しかしながら、本県農業においても大規模かつ競争力のある経営体の育成やアグリビジネスの展開に加え、6次産業化や観光資源としての活用が主要施策の一つであることを踏まえると、そのことをもって視察する必要性がなかったとはいえず、視察先や行程等派遣計画が調査目的と合理的関連性があると認められることから、調査研究に名を借りた観光であったということではできない。

(10) ワイン農場の調査について

請求人は、「調査先は、視察目的と合理的関連性を有していない」とし、「実質的には調査研究に名を借りた観光であった」などを主張する。

当該調査先の選定理由は、町づくり・産業振興が本県の主要な施策であり、産業と観光資源調査を目的として、農業の6次産業化やそれを基に地域の特徴を活かした町おこしを展開することは大きな課題であることや、県内唯一の山元町のワイン工場が被災し再建途上にあることから選定したものとすることであるが、当該調査先が、本県の自治体との共通要素や条件が異なり、町おこしの調査目的に資すると判断する根拠に乏しいことのほか、山元町のワイン工場との関連も不明確であることから、視察先として適切であったかどうかの疑問は残るものの、合理的な関連性が全くなかったということではできない。

また、当該調査先においては、実地視察とともに、観光農園の関係者から話を聞いたとされているが、報告書及び派遣議員からの回答書(第6-4(8))においても、鳥全体の概況と当日の状況観察の概括的な記載にとどまるとともに、山元町のワイン工場への情報提供助言等の具体的内容についても不明である。

さらに、当該調査先は、一般の観光ツアーに組み込まれている観光施設等と変わらないところであり、一般の観光と異なる特別な視察ができたというような事実も特段認められない点な

どから観光目的であると疑われてもやむを得ない面があると思われる。

したがって、視察目的を果たすためには、目的に適った視察先の選定や調査内容の明確化など、視察に当たっての事前の準備を周到に行う必要があったものと考えられる。

しかしながら、農業の6次産業化など農商工連携が県政の主要課題の一つであること、また、山元町のワイナリー再生が現在策定作業中の山元町産業振興基本計画に盛り込まれる見込みであり、民間団体等による支援の動きがある現状を踏まえると、震災からの復旧・復興の進捗に応じて議会がその機能を果たす上で視察の必要性がなかったとまではいえず、視察先や行程等派遣計画が調査目的と合理的関連性があると認められることから、調査研究に名を借りた観光であったということではできない。

以上のとおり、本件各視察は、視察先及び視察の方法等が適当なものかどうか、そして、調査結果についても十分かどうかと思われる面があるが、調査目的に合理的理由があり、派遣計画と合理的関連性があると認められることから、本件行政視察が観光目的であり、一般の観光旅行と同一であると断定することはできない。

したがって、本件海外視察に係る派遣決定については、その裁量の範囲に逸脱又は濫用があったとはいえない。

ところで、請求人は、只野九十九議員が、県道供用開始式典への出席を理由に、直前になって視察をキャンセルした事実を踏まえ、本件海外視察の必要性がなかったことを主張するが、監査委員としては、当該議員の認識を承知するものではなく、その事実をもって派遣議員の認識を推察することはできず、まして、本件海外視察の必要性が左右されるものでないことはいうまでもない。

また、請求人が請求書の中で被災自治体であることの特異性で主張する、本県が被災からの復興途上であり、本件海外視察は不必要というべき等の主張については、先に述べたように派遣決定は議会の裁量に委ねられているものであるから、何を優先に調査すべきかの適否により、その裁量権の逸脱又は濫用の判断に影響を与えるものではない。

なお、今回の視察においては、調査研究と直接関連するものではないが、震災当時のクワイントチャーチ市長に対し、事前研修の際に南三陸町長から預託された震災復興支援の御礼の書状を手渡すとともに、七ヶ浜町長から託された感謝の言葉を伝えるなど、被災地の県議会議員としての貢献もあり、意義があったものと評価できる。

2 結論

以上のとおり、本件海外視察に係る公金の支出については違法又は不当なものとは認められない。よって、請求人の主張には理由がないので、これを棄却する。

付言

本件監査の結果は以上のとおりであるが、監査の過程で、海外視察の実施に当たって改善すべき点が認められたので、県議会に対して次のとおり要望する。

1 企画段階での調査事項、視察先、視察内容の十分な検討
本件海外視察においては、結果として、視察目的に合ったものが得られなかったと思われる視察先が見受けられる。

海外視察が十分に成果があるものとするためには、企画立案段階から、各行政機関や関係団体等を活用しながら十分な調査検討を行うとともに、調査目的に適った視察先を選定し、効果的な事前研修を実施しながら視察内容及び調査事項について準備する必要があると思われるので、今後の視察に当たっては留意されたい。

2 海外視察報告書の充実について

海外視察報告書については、①事前研修等の実施状況、②調査結果、③得られた成果及び県政への反映方策を記載することになっているが、今回提出のあった報告書の記載内容はわずかであり、その内容も極めて不十分と思われる。公費を使っての海外視察の結果として県民の理解を得るためには、第一義的には報告書が全てであることから、報告書の持つ意義について十分な認識を持つとともに、報告書の作成に万全を期されたい。

3 派遣決定に係る議会内部での審査の充実について

海外視察については、議長が海外行政視察申出書を受理した場合、議会運営委員会に付した上で、議会に諮り決定することになっている。この決定については、議会の裁量に委ねられているところであるが、議会として十分な説明責任が果たせるよう、当該海外視察の必要性や有用性の判断、視察先の選定等についてより一層の審査が行われるよう要望する。

4 派遣決定の重要性について

本件海外派遣においては、参加予定の議員から、議会で派遣決定された後、地元の県道開通式への出席を理由として、派遣取消の申出がなされ承認された。

議員の海外視察は、議員自らが申し出て、議会がその必要性を認め、公費で賄われるものであることから、申出の取消しは真にやむを得ない場合とされるところであるが、本件取消しの申出理由が海外視察の重要度を考慮すると適当であったとはいえない。今後、海外視察の決定については、参加する議員はもとより、議員各自がその重要性和議会の議決を得ることの意味を再認識すべきである。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第128号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成26年10月24日

宮城県公安委員長 鎌田 宏

1 審査に係る警備業務の種類及び級

(1) 検定規則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級

(2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級

(3) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級

(4) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

(5) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施期日

平成26年12月9日（火）午前9時30分から

3 実施場所

仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県警察本部

4 審査定員

前記1に掲げる警備業務の種類ごとに1級及び2級あわせて20人

5 審査対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務1級

報 告 書

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(2) 施設警備業務1級

旧検定の常駐警備に係る旧検定規則第1条第2項に規定する1級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務1級

旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(5) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(6) 空港保安警備業務2級

旧検定の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

(7) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

(8) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

(9) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

(10) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

6 審査内容

審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。）

7 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活環境課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける（氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の審査対象者に該当する項目について聴取）。

(2) 受付期間

平成26年11月4日（火）から同月10日（月）までの土・日曜日を除く5日間（11月4日から同

月7日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

8 審査申請手続

事前申込みにより予約番号を所得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 審査申請の受付期間

平成26年11月11日（火）から同月17日（月）までの5日間（午前9時から午後5時まで）

(2) 申請書の提出先

事前申込みの際に申込先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 審査申請書（検定規則別記様式）1通

イ 旧検定規則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し1通

ウ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1葉

エ その他

（フ）住所地在を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地在を疎明する書面1通

（ク）属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面1通

(4) 審査手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第70の2項に基づき、4700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

8 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参すること。

9 その他

審査に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活環境課

電話番号022-221-7171 内線3184・3185

収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会告示第十八号

山元町起業の山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設新坂元駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設に係る土地収用事件（山元都市計画新坂元駅周辺地区一号事件及び同二号事件）について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成二十六年十月二十四日

宮城県収用委員会

- 一 日時 平成二十六年十一月十日（月）午後二時から
- 二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室
- 三 審理事項 右事件に関する起業者並びに土地所有者及び関係人に対する審問等